

八重瀬町・与那原町学校給食センター 整備・運営事業

事業仮契約書（案）

令和 8 年 6 月 19 日
令和 8 年 8 月 7 日修正

八重瀬町・与那原町

**八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業
事業仮契約書**

- 1 事業名 八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業
- 2 事業場所 八重瀬町字後原●● ほか
- 3 事業期間 自契約成立日 至令和26年8月31日
- 4 契約金額 金_____円
(うち消費税及び地方消費税 金_____円) ただし、
- 5 契約保証金 第8条のとおり
- 6 この契約は八重瀬町議会及び与那原町議会の各議決をいずれも経たときをもって本契約としての効力が生じるものとする。この場合において、八重瀬町議会及び与那原町は議決された旨の通知を受注者に送付する。また八重瀬町議会又は与那原町議会のいずれかで否決されたときは、この仮契約書は無効とし、八重瀬町及び与那原町は一切の責任を負わない。
- 7 上記の事業について、発注者 八重瀬町及び与那原町と、受注者 _____
_____とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、事業契約によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和9年 月 日

発注者： 八重瀬町
八重瀬町長 新垣 安弘 印

与那原町
与那原町長 照 屋 勉 印

受注者 : _____ 印
(事業者)

八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業
事業仮契約（案）

目 次

第 1 章	総則	1
第 1 条	（定義）	1
第 2 条	（目的及び解釈）	6
第 3 条	（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	7
第 4 条	（事業日程）	7
第 5 条	（事業場所）	7
第 6 条	（本事業の概要）	7
第 7 条	（事業者の資金調達）	9
第 8 条	（契約保証金）	9
第 2 章	設計業務	10
第 9 条	（設計業務の実施）	10
第 10 条	（第三者による実施）	11
第 11 条	（基本設計の完了）	12
第 12 条	（実施設計の完了）	12
第 13 条	（設計変更）	13
第 14 条	（許認可及び届出等）	14
第 15 条	（事前調査）	15
第 3 章	工事監理業務	16
第 16 条	（工事監理）	16
第 17 条	（第三者による実施）	17
第 4 章	建設業務	17
第 18 条	（近隣対応等）	17
第 19 条	（本件工事期間中の保険）	18
第 20 条	（工事の施工）	19
第 21 条	（第三者による施工）	19
第 22 条	（事業者の施工責任）	20
第 23 条	（工事施工計画）	20
第 24 条	（工事施工報告）	20
第 25 条	（関連工事の調整）	21
第 26 条	（検査、確認等の責任）	22
第 27 条	（中間検査）	22
第 28 条	（事業者による竣工検査等）	22

第29条（シックハウスへの対応）	23
第30条（設備・機器類の試運転等）	23
第31条（工事の一時停止）	24
第32条（工期の変更）	25
第33条（工期変更の場合の費用負担）	25
第34条（第三者に対する損害）	26
第35条（本施設への損害）	26
第36条（2町による完成確認）	26
第37条（引渡し）	27
第38条（運営開始の遅延）	28
第39条（契約不適合責任）	28
第5章 各種備品等調達業務	30
第40条（各種備品の調達・設置）	30
第6章 開業準備業務	31
第41条（開業準備）	31
第7章 維持管理・運営業務	33
第42条（営業許可の取得）	33
第43条（業務全体計画書及びマニュアル等の提出）	33
第44条（維持管理・運営業務の実施）	34
第45条（費用負担）	34
第46条（第三者による実施）	34
第47条（維持管理・運営業務の遂行計画）	35
第48条（維持管理・運営業務の遂行体制）	36
第49条（情報管理）	36
第50条（業務の安全確保）	36
第51条（セルフモニタリング）	37
第52条（維持管理・運営業務の報告）	38
第53条（モニタリングの実施）	38
第54条（損害の発生）	39
第8章 サービス対価の支払い	39
第55条（サービス対価の支払い）	39
第56条（サービス対価の改定）	40
第57条（サービス対価の減額）	40
第9章 契約の終了	40
第58条（契約期間）	40
第59条（公共の事由による解除）	41

第60条（事業者側の事由による解除）	41
第61条（2町側の事由による解除）	43
第62条（法令変更及び不可抗力）	43
第63条（特別措置等によるサービス対価の減額）	44
第64条（引渡し日前の解除の効力）	44
第65条（引渡し日後の解除の効力）	46
第66条（損害賠償）	47
第67条（保全義務）	48
第68条（関係書類の引渡し等）	48
第69条（所有権の移転）	48
第10章 雑則	49
第70条（公租公課の負担）	49
第71条（運営協議会）	49
第72条（金融機関等との協議）	49
第73条（財務書類の提出）	49
第74条（秘密保持）	49
第75条（著作権）	50
第76条（著作権の侵害防止）	51
第77条（産業財産権）	51
第78条（株式等の発行制限）	51
第79条（権利等の譲渡制限）	52
第80条（事業者の兼業禁止）	52
第81条（遅延利息）	52
第82条（要求水準書の変更）	52
第83条（暴力団の排除）	53
第84条（管轄裁判所）	53
第85条（疑義に関する協議）	53
第86条（その他）	53

別紙一覧

別紙 1	事業日程	55
別紙 2	事業用地	56
別紙 3	設計業務着手時提出書類.....	57
別紙 4	設計図書	58
別紙 5	着工時及び施工中の提出書類.....	60
別紙 6	竣工・引渡し時の備置提出図書.....	62
別紙 7	事業者等が付保する保険.....	64
別紙 8	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合.....	65
別紙 9	保証書の様式	66
別紙 10	定期報告書の構成及び内容.....	68
別紙 11	サービス対価の構成及び支払い方法.....	71
別紙 12	モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法.....	72
別紙 13	法令変更による費用の負担割合.....	73

前 文

八重瀬町及び与那原町（以下総称して「2町」という。）の現学校給食センターでは、新設から30年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、施設及び設備の更新の時期を迎えている状況にある。こうした背景を受け、2町は、学校給食センターの基本的な方向性の明確化を図り、達成するための方策を立案することを目的として策定した「広域連携学校給食センター基本計画」（2024年（令和6年））に基づき、2町の学校給食センターを新たに整備・運営するものである。

八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づき実施するものであり、新たな学校給食センターの設計、建設、維持管理、運営を民間事業者が一貫して実施するPFI方式を導入することにより、民間の高度な技術力や経営能力等のノウハウ及び資金を活用し、2町が行う献立作成や食材調達と連携することで、2町の町立小中学校へ安全でおいしい学校給食を、より安定的、効率的に提供することを目的とする。

2町は、PFI法第7条の規定により、実施方針を公表したうえで、本事業を特定事業として選定し、入札説明書に従い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札の方式で民間事業者の募集を実施し、
_____グループ（以下「落札者グループ」という。）を落札者として選定した。

落札者グループは、令和9年____月____日付で、2町との間において八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、基本協定の定めるところに従って、本事業遂行のための特別目的会社たる_____
（以下「事業者」という。）を設立した。

2町及び事業者は、基本協定第6条第1項の定めるところに従い、本事業の実施に関して、以下のとおり合意する。

第1章 総則

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「維持管理・運営期間」とは、供用開始日から事業期間満了日までをいう。
- (2) 「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務の総称又はそのいずれかをいう。
- (3) 「維持管理・運営業務全体計画書」とは、維持管理業務全体計画書及び運営業務

全体計画書の総称又はそのいずれかをいう。

- (4) 「維持管理・運営業務年度計画書」とは、該当の事業年度に関し、第 47 条第 2 項の定めるところに従って 2 町に提出され確認を得た 1 事業年度の実施計画に係る維持管理業務年度計画書及び運営業務年度計画書（同条第 3 項に基づきそれぞれ改訂された場合には、当該改訂された最新のものをいう。）をいう。
- (5) 「維持管理・運営業務費」とは、該当の維持管理期間及び運営期間における維持管理業務及び運営業務の遂行の対価として 2 町が事業者に対して支払う別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）所定のサービス対価 C の額をいう。ただし、本契約の定めるところに従って改定された場合には、当該改定された金額となるものをいう。
- (6) 「維持管理企業」とは、_____をいう。
- (7) 「維持管理業務」とは、本施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 6 号所定の業務及びその他の要求水準書において維持管理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとし、維持管理業務のうち、第 6 条第 1 項第 6 号ウ所定の業務を「調理設備維持管理業務」といい、それ以外を「施設維持管理業務」というものとする。なお、「維持管理」とは、維持管理業務を行うことをいう。
- (8) 「維持管理業務全体計画書」とは、第 43 条第 1 項の定めるところに従って 2 町に提出された維持管理業務全体計画書（同条第 3 項に基づき改訂された場合には、当該改訂された最新版のものをいう。）をいう。
- (9) 「運営企業」とは、_____をいう。
- (10) 「運営業務」とは、本施設の全部又は一部をその機能を発揮して供用することの関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 7 号に規定する業務及びその他の要求水準書において運営業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「運営」とは、当該業務を行うことをいう。
- (11) 「運営業務全体計画書」とは、第 43 条第 2 項の定めるところに従って 2 町に提出された運営業務全体計画書（同条第 3 項に基づき改訂された場合には、当該改訂された最新版のものをいう。）をいう。
- (12) 「運営マニュアル」とは、第 43 条第 2 項の定めるところに従って 2 町に提出された運営マニュアル（同条第 3 項に基づき改訂された場合には、当該改訂された最新版のものをいう。）をいう。
- (13) 「開業準備期間」とは、引渡し日から供用開始日までの期間をいう。
- (14) 「開業準備業務」とは、維持管理・運営業務の遂行準備その他本施設の稼働を準備することの関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 5 号に定める業務及びその他の要求

水準書において開業準備業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「開業準備」とは、当該業務を行うことをいう。

- (15) 「各種備品等調達業務」とは、コンテナ、食器食缶等及び施設備品等を調達することの関連業務をいい、第6条第1項第4号に定める業務及びその他の要求水準書において各種備品等調達業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- (16) 「完成図書」とは、第28条第4項及び第37条第1項の定めるところに従って2町に提出された図書（その後の変更を含む。）並びに第36条第1項第4号に基づき本施設に備置された図書（その後の変更を含む。）をいう。
- (17) 「業務計画書」とは、長期修繕計画書、維持管理・運営業務全体計画書及び維持管理・運営業務年度計画書を総称していう。
- (18) 「供用開始予定日」とは、事業スケジュールに定められた事業者による維持管理・運営業務が開始されることが予定された令和11年~~8~~9月1日をいう。
- (19) 「供用開始日」とは、事業者により維持管理・運営業務が開始された日をいう。
- (20) 「建設企業」とは、_____をいう。
- (21) 「建設業務」とは、本件工事の関連業務をいい、第6条第1項第3号所定の業務及びその他の要求水準書において建設業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいい、建設業務のうち、第6条第1項第3号イ所定の業務を「調理設備調達・搬入設置業務」というものとする。なお、「建設」とは、建設業務を行うことをいう。
- (22) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (23) 「工事監理企業」とは、_____をいう。
- (24) 「工事監理業務」とは、本件工事のための工事監理に係る関連業務をいい、第6条第1項第2号所定の業務及びその他の要求水準書において工事監理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「工事監理」とは、当該業務を行うことをいう。
- (25) 「交付金」とは、本事業において2町が歳入を予定する交付金（学校施設環境改善交付金を含む。）をいう。
- (26) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定義された意味とする。
- (27) 「サービス対価」とは、サービス対価債権に係る債務の弁済として、2町が、事業者に対して支払う金銭をいう。なお、別紙11（サービス対価の構成及び支払い方

法) 第1項所定のサービス対価の構成区分に応じて特定する場合には、サービス対価A、サービス対価B又はサービス対価Cという。

(28) 「サービス対価債権」とは、本事業に係る対価を請求する権利として、本契約に基づき、事業者が2町に対して有する一体不可分の債権をいう。

(29) 「事業者提案」とは、落札者グループ又は事業者が本事業の入札手続において2町に提出した提案書類、2町からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。

(30) 「事業期間」とは、本契約成立日を初日とし、事業スケジュールにおいて本契約の契約終了日として定められた日を満了日とする期間をいう。

(31) 「事業期間満了日」とは、事業スケジュールに定められた本事業が終了することが予定された日をいう。

(32) 「事業スケジュール」とは、第4条の定めるところに従い、別紙1(事業日程)記載の日程に従って行われるべき本事業の業務遂行スケジュールをいう。

(33) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、初年度は本契約成立日又は2町と事業者が合意により設定した日から最初に到来する3月31日までの期間をいう。

(34) 「事業用地」とは、本事業が実施される土地をいい、その詳細は別紙2(事業用地)に記載される。

(35) 「施設整備費」とは、設計業務、工事監理業務、建設業務及び各種備品等調達業務の遂行の対価として2町が事業者に対して支払う別紙11(サービス対価の構成及び支払い方法)所定のサービス対価Aの合計額をいう。ただし、本契約の定めるところに従って改定された場合には、当該改定された金額となるものをいう。

(36) 「生活環境影響」とは、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染(粉じん発生を含む。)、水質汚染、悪臭、電波障害(地上波デジタル放送電波を含む。)、交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。

(37) 「設計企業」とは、_____をいう。

(38) 「設計業務」とは、本件工事に係る設計を行うことの関連業務をいい、第6条第1項第1号所定の業務及びその他の要求水準書において設計業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとし、設計業務のうち、調理設備に関する設計業務を「調理設備設計業務」といい、それ以外の業務(同号ウ所定の業務を含むが、それに限られない。)を「施設設計業務」というものとする。なお、「設計」とは、当該業務を行うことをいう。

(39) 「設計・建設期間」とは、本契約成立日から引渡し日(同日を含む。)までをいう。

(40) 「設計図書」とは、第11条及び第12条の定めるところに従って2町の確認が得られた書類並びに図面その他の設計に関する図書(第13条の定めるところに従って

変更された場合には、当該変更された設計図書）をいう。

- (41) 「その他業務」とは、事業者提案に基づく_____をいう。
- (42) 「その他企業」とは、_____をいう。
- (43) 「地自法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (44) 「調理設備」とは、入札書類において本施設において設置対象とされたコンテナ、食器・食缶等、施設設備等その他本施設において設置される設備並びにそれらの附帯設備のうち、事業者提案に基づき調理設備企業が設計又は調達・搬入設置すべき設備並びにそれらの附帯設備をいう。
- (45) 「調理設備企業」とは、_____をいう。
- (46) 「長期修繕計画書」とは、第 47 条第 1 項の定めるところに従って 2 町に提出され承認確認を得た本施設の供用開始後 ~~4030~~ 年間にわたる長期修繕計画書（同条第 3 項に基づき改訂された場合には、当該改訂された最新のものをいう。）をいう。
- (47) 「入札書類」とは、本事業に係る入札説明書、要求水準書、様式集、落札者決定基準、及び入札公告後に当該資料に関して受け付けられた質問に対する 2 町の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- (48) 「引渡し日」とは、第 37 条の定めるところに従って本施設の所有権が移転された日をいう。
- (49) 「引渡し予定日」とは、事業スケジュールに定められた本施設の引渡し予定日をいう。
- (50) 「不可抗力」とは、天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、テロ、その他の自然的又は人為的な事象をいう。なお、要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。以下同じ。）、2 町及び事業者のいずれの責にも帰すことのできないものをいい、本施設に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。疑義を避けるため、「不可抗力」とは、本契約の締結後に発生する事象に限られ、本契約の締結時に存在する土地の瑕疵かしその他埋設物等の存在は不可抗力には含まれないことを確認する。また、法令変更も不可抗力には含まれない。
- (51) 「法定率」とは、本契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。
- (52) 「法令」とは、本事業又は事業者に適用がある法律、政令、規則、命令、省令、条例、行政処分、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置等を総称する。なお、本契約上で表示される特定の「法令」は、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正が当然に含まれ、また、「法令変更」は、法律・政令・規則・命令・省令・条例の公布、行

政処分・通達・行政指導・ガイドラインの発出、裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断の宣告その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等が本事業又は事業者に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。

(53) 「本件工事」とは、設計図書に従った本施設の建築本体（建築物・建築附帯設備等）の建設、外構等の整備、機器・器具及び調理設備その他の什器備品の調達・設置その他の建設業務に係る工事をいう。

(54) 「本件工事期間」とは、本件工事の着工日から引渡し日までをいう。

(55) 「本施設」とは、八重瀬町・与那原町学校給食センター及びその他の入札書類において整備対象とされた施設及び当該施設に設置される設備並びにそれらの附帯設備、外構等又はこれらに相当する本件工事により整備された施設及び当該施設に設置される設備並びにそれらの附帯設備、外構等をいう。

(56) 「埋設物等」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第4号所定の「記念物」として同法に従って保護を受ける「文化財」に該当する貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもののみならず、本事業の遂行に支障を及ぼす恐れのあるコンクリートのガラ等の廃棄物、基礎杭、その他重大な地中障害物、危険物、産業廃棄物等並びに地盤沈下、地割れ及び液状化現象その他地盤の安定性に係る~~かし瑕疵~~の一切をいう。

(57) 「要求水準書」とは、入札説明書の附属資料の一部であり、本事業の業務範囲の実施について、2町が事業者に要求する業務のサービス水準を示す図書をいう。

2 本契約において使用される前項又は本文中に定義されていない用語で、要求水準書に定義されているものは、文脈上別異に解される場合でない限り、要求水準書において定義された意味を有するものとする。

（目的及び解釈）

第2条 本契約は、2町及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

2 事業者は、法令のほか、本契約、入札書類及び事業者提案に従って本事業を遂行するものとし、本契約、入札書類及び事業者提案の間に~~齟齬そご~~がある場合、本契約、入札書類、事業者提案の順にその解釈が優先するものとし、本契約、入札書類又は事業者提案の各書類を構成する書類間において~~齟齬そご~~がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書に優先するものとする。

3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本契約及び本契約の解釈

に影響を与えるものでない。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本事業が公共施設の整備事業としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 事業者は、2町の求めるところに応じて、本事業に係る2町の監査に対し、必要な書類その他の資料の作成その他の協力を行うものとする。

3 2町は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙1（事業日程）に記載される日程に従って実施されるものとする。

(事業場所)

第5条 事業者は、設計・建設期間中、本事業の遂行のために必要な範囲内で、事業用地に立ち入り、測定その他の調査を行い、掘削その他の必要な行為を行うほか、事業用地を利用することができる。

2 事業者は、事業用地につき、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。

3 設計・建設期間において、事業者の責めに帰すべき事由によらず事業用地の埋設物等（入札書類及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、2町が当該損害、損失及び費用を負担する。ただし、第15条の定めるところに従って2町が増加費用を負担して対策が講じられている場合は、この限りでない。

4 事業者は、第37条の定めるところに従ってなされる引渡し前の本施設につき、担保権の設定その他の処分行為を行わないものとする。

(本事業の概要)

第6条 本事業は、次の各号に掲げる業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。

(1) 設計業務

ア 事前調査業務

イ 設計業務（建築物・建築附帯設備等、調理設備）

ウ 交付金申請等支援業務

(2) 工事監理業務

ア 工事監理業務

(3) 建設業務

ア 建設工事業務

イ 調理設備調達・搬入設置業務

ウ 引渡し業務

(4) 各種備品等調達業務

ア 各種備品調達・設置業務

イ 配送車両調達業務

ウ 備品管理台帳の作成業務

(5) 開業準備業務

ア 開業準備業務

イ 開所式支援業務

ウ 開業準備期間中の維持管理業務

(6) 維持管理業務

ア 建築物維持管理業務

イ 建築設備維持管理業務

ウ 調理設備維持管理業務

エ 附帯施設維持管理業務

~~オ コンテナ・食器食缶等維持管理業務~~

~~カ~~ 施設備品等維持管理業務

~~キ~~ 清掃業務

~~ク~~ 警備業務

~~ケ~~ 事業期間終了時の引継ぎ業務

(7) 運営業務

ア 食材検収補助・保管業務

イ 給食調理業務

ウ 洗浄業務

エ 配送・回収業務

オ 廃棄物等処理業務

カ 運営備品保守管理業務

キ 衛生管理業務

ク 食育支援業務

ケ 広報支援業務

コ その他運営業務に関する特記事項

2 本施設の名称は、2町が定める権利を有するものとする。

3 事業者は、その他業務をその他企業に請け負わせ又は委託し、その他企業に、事業者提案に基づくその他業務を実施させるものとし、その他企業以外の第三者にその他業務の全部若しくは大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他2町が求める事項を2町に事前に通知したうえ、2町の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、その他業務に関してその他企業並びに事業者又

はその他企業が使用する一切の第三者に対するその他業務の実施並びにその委託又は請負は全て事業者の責任及び費用負担において行うものとし、その他業務に関してその他企業並びに事業者又はその他企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者とその他企業の間を除き、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(事業者の資金調達)

第7条 本契約に別段の規定がある場合を除き、本契約上の事業者の義務の履行に関連する一切の費用は、全て事業者が負担するものとし、また、本事業に関する事業者の資金調達は、全て事業者が自己の責任において行うものとする。

(契約保証金)

第8条 事業者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を2町に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、2町が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 事業者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、2町が認めた措置を講ずることができる。この場合において、事業者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項及び第66条第4項において「保証の額」という。）は、次の各号所定の期間に応じ、当該号に定める金額の100分の10以上としなければならない。

(1) 設計・建設期間

施設整備費（本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。以下、本条において同じ。）から割賦金利相当額を控除した金額

(2) 開業準備期間

開業準備業務に係る費用（本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。以下、本条において同じ。）

(3) 維持管理・運営期間

各事業年度に関し、当該事業年度において支払うべき維持管理・運営業務費（当

該事業年度において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。以下、本条において同じ。)

- 4 事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第66条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
 - (1) 第1項第4号の保証を付したとき。
 - (2) 第1項第5号の保険証券を2町に寄託したとき。
 - (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (4) 2町が特に認めるものであるとき。
- 7 設計・建設期間において施設整備費の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設整備費から割賦金利相当額を控除した金額の100分の10に達するまで、2町は保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 8 事業者は、設計・建設期間満了後において、2町に対し、前各項の定めるところに従って2町に対して納付されている契約保証金の額が当該事業年度において第3項の定めるところに従って納付すべき保証の額が超過する場合には、当該超過額の契約保証金の返還を請求することができる。

第2章 設計業務

(設計業務の実施)

- 第9条 事業者は、本契約締結後、事業者提案に従って、速やかに、設計業務を開始するものとする。
- 2 事業者は、法令を遵守のうえ、本契約、入札書類及び事業者提案に基づき、設計業務を実施するものとする。ただし、第11条の定めるところに従って基本設計に係る設計図書について2町の確認が得られない限り、実施設計に係る設計業務に着手できないものとする。
 - 3 事業者は、設計業務の実施に当たり、要求水準書に基づき設計業務の責任者を置くとともに、総合、構造、~~電~~及び設備の各主任技術者を必ず配置するほか、事業者提案に基づくその他の担当技術者を配置して、設計業務の実施のための体制を整備するものとする。なお、事業者は、設計業務については、事業者の責任において、設計業務の責任者に進捗管理を実施させるものとする。
 - 4 事業者は、基本設計に係る設計業務着手時に、別紙3（設計業務着手時提出書類）第1項所定の各書類を、また、実施設計に係る設計業務着手時に、同別紙第2項所定の各

書類を、それぞれ2町に対して提出するものとする。

- 5 事業者は、定期的に又は2町の請求がある場合には随時、設計業務の遂行状況に関して2町に報告するとともに、必要があるときは、設計業務の内容について2町と協議するものとする。
- 6 2町は、前項の報告及び協議を踏まえ、自らの責任及び費用負担において、設計業務の遂行状況が要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づく設計業務に係るサービス水準（要求水準書に従い、要求水準書に定める各項目に対応して、設計業務に係るサービスが要求水準書に定める要求水準に合致しているかを確認する基準として事業者提案により全て合致しているか否かで判断できるように設定された基準とする。以下「設計業務サービス水準」という。）を満足しているかどうかを確認する。
- 7 2町は、前項に規定する確認の結果、設計業務の遂行状況が設計業務サービス水準を満足していないか又は基本設計図書その他2町がその時点までに提出を受けた設計業務に係る書類等に従っていないと判断したときは、本契約に定めるところに従って事業者に対してその改善を要求することができるほか、特に必要と認める場合には、業務改善計画書の提出を要求できるものとし、当該要求が行われたときは、事業者は、要求水準書及び事業者提案に基づき、次の各号の定めに従う。
 - (1) 別紙 12（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）第2項第(2)号ア（ア）の規定により2町の指示する期間内にそれに対応する業務改善計画書を作成して、2町の承諾を得たうえ、2町の承諾を得た業務改善計画書に基づき改善措置をとる。
 - (2) 前号の定めに従って実施した改善措置に関し、第5項の規定により実施される報告及び協議において、その対応状況をその経過期間に応じて2町に対して報告し、2町と協議する。
 - (3) 第1号の定めに従って実施した改善措置が完了した場合には、2町が定めた提出期限までに当該改善結果等について記載した改善報告書を提出する。
- 8 2町は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

（第三者による実施）

第10条 事業者は、設計業務のうち、施設設計業務を設計企業に、調理設備設計業務を調理設備企業に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 事業者は、設計企業以外の第三者に施設設計業務の全部若しくは大部分を委託し又は請け負わせ、又は調理設備企業以外の第三者に調理設備設計業務の全部若しくは大部分を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他2町が求める事項を2町に事前に通知したうえ、2町の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 事業者は、施設設計業務の一部を設計企業以外の第三者に委託し、若しくは請け負わ

せる場合又は調理設備設計業務の一部を調理設備企業以外の第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他2町が求める事項を2町に届け出るものとする。設計企業若しくは調理設備企業又は当該第三者が委託を受け若しくは請け負った施設設計業務又は調理設備設計業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合その他届け出た第三者がさらに他の第三者を起用する場合も常に同様とし、事業者は、施設設計業務又は調理設備設計業務の各業務に従事する全ての業者の商号、所在地その他2町が求める事項が全て2町に届け出されているように確実に管理するものとする。

- 4 設計企業、調理設備企業その他設計業務に関して事業者又は設計企業若しくは調理設備企業が使用する一切の第三者に対する設計業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、設計企業、調理設備企業その他設計業務に関して事業者又は設計企業若しくは調理設備企業その他の第三者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(基本設計の完了)

- 第11条 事業者は、事業スケジュールに従って、基本設計に係る別紙4（設計図書）第1項所定の書類又は図面を作成し、要求水準書及び事業者提案に基づくセルフモニタリングを実施したうえ、その結果を反映したチェックシートとともに2町に対して提出し、その確認を得るものとする。
- 2 2町は、前項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、入札書類又は事業者提案の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その是正等を求めることができるものとする。この場合において、事業者は、2町の求めに従うものとする。
- 3 前項の場合を除くほか、2町は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、基本設計に係る設計図書の内容を確認した旨を通知する。この場合において、2町は当該確認を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 4 前項の2町の通知を受けた場合、直ちに、事業者は、2町に対し、基本設計に係る設計業務完了届を提出するものとする。

(実施設計の完了)

- 第12条 事業者は、事業スケジュールに従って、実施設計に係る別紙4（設計図書）第2項所定の書類又は図面を作成し、要求水準書及び事業者提案に基づくセルフモニタリングを実施したうえ、その結果を反映したチェックシートとともに2町に対して提出し、その確認を得るものとする。なお、基本設計に係る別紙4（設計図書）第1項所定の書類又は図面の確認を2町から得ずに、実施設計に係る別紙4（設計図書）第2項所定の

書類又は図面の確認を2町に求めることができない。

- 2 2町は、前項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、入札書類、基本設計に係る設計図書又は事業者提案の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その是正等を求めることができる。この場合において、事業者は2町の求めに従うものとする。
- 3 前項の場合を除くほか、2町は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、実施設計に係る設計図書の内容を確認した旨を通知する。この場合において、2町は当該確認を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 4 前項の2町の通知を受けた場合、直ちに、事業者は、2町に対し、実施設計に係る設計業務完了届を提出するものとする。

(設計変更)

- 第13条 2町は、必要があると認めるときは、事業者に対し、本施設の設計変更を請求することができる。この場合において、事業者は、当該請求を受領した日から14日以内に、当該設計変更の可否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討したうえ、2町に対してその結果（当該設計変更による工期の変更の有無及び当該設計変更の事業者提案の範囲の逸脱の有無についての検討結果を含む。）を通知するものとする。
- 2 2町は、前項の通知を受領したときは、当該設計変更が工期の変更を伴わず、かつ事業者提案の範囲を逸脱しない場合、当該事業者の検討結果を踏まえて当該設計変更の可否を最終的に決定したうえ、事業者に対して通知するものとし、事業者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。
- 3 事業者は、設計変更の必要性及びそれが事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、当該検討結果を2町に対して通知し、かつ、2町の事前の承諾を得たうえで、本施設の設計変更を行うことができる。ただし、当該設計変更が2町の責めに帰すべき事由によるときは、設計変更の内容について協議したうえ、2町はこれを承諾するものとする。なお、2町は当該承諾を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 4 前2項の定めるところに従って設計変更が行われた場合において、当該設計変更により2町又は事業者において損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が発生したときの負担については、次の各号による。ただし、当該設計変更により事業者において本事業に要する費用の減少が生じたときは、2町は、事業者と協議したうえ、サービス対価の支払額を減額することができるものとし、第3号及び第4号の場合にあっては、第62条第1項から第3項までの規定は、適用されない。
 - (1) 当該設計変更が2町の責めに帰すべき事由による場合は、2町がこれを負担する

ものとし、サービス対価を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。

- (2) 当該設計変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、2町と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
 - (3) 当該設計変更が法令変更による場合は、別紙13（法令変更による費用の負担割合）に定めるところに従って、2町又は事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、2町と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
 - (4) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合は、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところに従って、2町及び事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、2町と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定による設計変更が工期の変更を伴うとき又は事業者提案の範囲を逸脱するときは、本契約の他の規定にかかわらず、2町は、事業者との間において当該設計変更の当否、工期の変更の当否及び供用開始予定日の変更の当否について協議することができる。当該協議の結果、当該設計変更等を行うことが合意されたときは、事業者は、その合意されたところに従って設計変更を行うものとする。
- 6 前項の協議においては、当該変更により2町又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。）の負担及び支払の方法並びに当該変更により事業者において生ずる本事業に要する費用の減少に伴うサービス対価の減額についても合意することができる。ただし、2町又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。）の負担については、第4項第1号及び第2号の定めるところに従うものとする。
- 7 第1項又は第3項の規定による設計変更が、工期の変更を伴い、又は事業者提案の範囲を逸脱する場合において、それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであるときは、前2項の規定にかかわらず、2町及び事業者は、第62条に定めるところによる。

（許認可及び届出等）

- 第14条 事業者は、第5項の場合を除き、本契約上の事業者の義務を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び申請、届出等を、事業スケジュールに支障がないように自己の責任及び費用負担において行うものとする。
- 2 事業者は、本件工事に関して建基法に基づく建築確認申請を行う場合、事業者を建築主とするものとし、事前に、2町に対して当該申請の内容を説明し、その確認を受けるものとする。また、建築確認を取得したときには、事業者は、直ちに2町に対してその旨を報告するものとする。
- 3 前項に定める場合のほか、事業者は、要求水準書に従い、直ちに各種届出、申請、許

認可等の書類の副本・写しを2町に提出するものとする。

- 4 事業者が2町に対して協力を求めた場合、2町は、事業者による第1項に定める許認可の取得及び申請、届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 5 事業者は、次の各号の定めるところに従って交付金の申請等の支援を実施するほか、2町が本事業に関し交付金申請等を行う場合又は許認可を取得し若しくは届出を行う必要がある場合において、事業者に対して協力を求めたときは、2町の求めるところに従って必要な資料の提出その他について協力、支援等を行うものとする。
 - (1) 2町が行う交付金の交付申請や起債及びその後の報告等その他の関連手続に関し、事業者は、要求水準書その他適用がある入札書類及び事業者提案に基づき、2町の要請に従い、関係書類の作成その他の事務を2町のために代行するなど必要な支援と協力を行うものとする。
 - (2) 事業者は、本事業又は2町が対象となる国の会計検査院による実地検査等に関し、要求水準書その他適用がある入札書類及び事業者提案に基づき、2町の要請に従い、関係書類の作成その他の事務を2町のために代行するなど必要な支援と協力を行うものとする。

(事前調査)

- 第15条 事業者は、自己の責任と費用負担において、2町の事前の承諾を得たうえで、本施設及び事業用地につき、設計業務及び本件工事に必要な調査（事業者提案において必要と認められる現況調査、測量、地盤調査、電波障害調査、家屋調査、地質調査その他の事業用地の調査及び本施設の建築準備調査等を含む。以下、本条において「事業者事前調査」という。）を行うものとする。事業者事前調査において、事業用地の敷地内に現存するものに手を加える（撤去、伐採を行う等）場合には、事前に2町及び関連官庁に確認を行い、届出等手続が必要な場合には遅滞なく行うものとする。
- 2 事業者は、事業者事前調査の結果に基づき、設計業務及び本件工事を実施するものとし、入札書類及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できない埋設物等が発見された場合には、事業者は、2町の指示に基づき、当該埋設物等を処理するものとする。この場合、事業者は、当該埋設物等の処理のための費用、期間等において、その本事業への影響が可能な限り小さくなるように努めるものとする。
 - 3 事業者事前調査の誤り又は懈怠に起因して2町又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）は、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、2町と事業者との間の協議により定めるものとする。
 - 4 事業者事前調査を行った結果、当該事業者事前調査に誤り又は懈怠がないにもかかわらず、事業者において設計業務又は本件工事に要する費用又は第2項に基づく埋設物等の処理その他本事業の遂行に当たり事業者において生ずる追加的な費用が増加する場合で、当該費用の増加の原因が入札書類及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合

理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において2町がこれを負担するものとし、2町は、2町と事業者との間の協議により決定した内容に従って、事業者に対して支払うものとする。なお、2町及び事業者は、当該協議に際して、設計変更及び工期又は供用開始予定日の変更についても協議することができるものとし、当該協議によりこれを変更することができる。

第3章 工事監理業務

(工事監理)

第16条 事業者は、工事監理業務を工事監理企業に委託し、又は請け負わせるものとし、本件工事の着工前に、工事監理者（建基法第5条の6第4項に規定する工事監理者をいう。以下同じ。）を設置させるものとする。この場合において、事業者による工事監理企業に対する委託業務の内容は、「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示される業務としなければならない。なお、第23条の定めるところに従って工事施工計画の関連図書が提出されるにあたり、工事監理者が行う施工計画の検討・助言も、本件工事の全てを対象として行わせる。

2 事業者は、本件工事の着工にあたり、別紙5（着工時及び施工中の提出書類）第1項第1号に定める図書を2町に提出のうえ、2町と協議を行うものとする。

3 事業者は、本件工事期間中の各月における本件工事の工事監理の状況について、要求水準書に従い、工事監理者に要求水準書に基づく主要報告事項及び工事監理状況報告書事項並びに翌月の主要監理課題を記載した工事監理報告書その他工事監理に必要な届出等を作成させ、作成対象月の翌月10日までに2町に対して提出するほか、2町の求めるところに従い、工事監理者に工事監理の状況について随時報告させるものとする。

4 2町は、前項の報告を踏まえ、自らの責任及び費用負担において、工事監理業務の遂行状況が要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づく工事監理業務に係るサービス水準（要求水準書に従い、要求水準書に定める各項目に対応して、工事監理業務に係るサービスが要求水準書に定める要求水準に合致しているかを確認する基準として事業者提案により全て合致しているか否かで判断できるように設定された基準とする。以下「工事監理業務サービス水準」という。）を満足しているかどうかを確認する。

5-7 2町は、前項に規定する確認の結果、工事監理業務の遂行状況が工事監理業務サービス水準を満足していないか又は設計図書その他2町がその時点までに提出を受けた建設業務に係る書類等に従っていないと判断したときは、本契約に定めるところに従って事業者に対してその改善を要求することができるほか、特に必要と認める場合には、業務改善計画書の提出を要求できるものとし、当該要求が行われたときは、事業者は、要求水準書及び事業者提案に基づき、次の各号の定めに従う。

(1) 別紙12（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）第2項第(2)号ア

(ア)の規定により2町の指示する期間内にそれに対応する業務改善計画書を作成して、2町の承諾を得たうえ、2町の承諾を得た業務改善計画書に基づき改善措置をとる。

(2) 前号の定めに従って実施した改善措置に関し、第3項の規定により実施される報告において、その対応状況をその経過期間に応じて2町に対して報告する。

(3) 第1号の定めに従って実施した改善措置が完了した場合には、2町が定めた提出期限までに当該改善結果等について記載した改善報告書を提出する。

6-8 2町は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

(第三者による実施)

第17条 事業者は、工事監理企業以外の第三者に工事監理業務の全部若しくは大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に当該第三者の商号、所在地その他2町が求める事項を2町に通知したうえ、2町の事前の承諾を得たときはこの限りではない。

2 事業者は、工事監理業務の一部を工事監理企業以外の第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他2町が求める事項を2町に届け出るものとする。工事監理企業又は当該第三者が委託を受け若しくは請け負った工事監理業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合その他届け出た第三者がさらに他の第三者を起用する場合も常に同様とし、事業者は、工事監理業務に従事する全ての業者の商号、所在地その他2町が求める事項が全て2町に届け出されているように確実に管理するものとする。

3 工事監理企業その他工事監理業務に関して事業者又は工事監理企業等が使用する一切の第三者に対する工事監理業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、工事監理企業その他工事監理業務に関して事業者又は工事監理企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第4章 建設業務

第1節 総則

(近隣対応等)

第18条 2町は、本契約締結日から本件工事の着工日までの間に、近隣住民に対し説明を行うものとする（以下、本条において「近隣説明」という。）。

2 事業者は、本件工事の実施により生じうる生活環境影響を勘案したうえ、要求水準書に基づき、合理的に要求される範囲において近隣対応等（次の各号に定める対応等を含

むものとし、近隣へ工事内容を周知徹底して理解を得るのみならず、作業時間について近隣の了承を得られるものでなければならない。以下、本条において「近隣対応等」という。)を実施するものとする。

- (1) 工事着手に先立ち、事前調査及び建設準備等を行い、近隣住民等へ工事説明会等を開催し、工事内容を周知すること。
 - (2) 工事進行にあたり、その円滑な進行に努め、近隣住民の理解、作業時間等の了承を得るとともに近隣住民の安全を確保すること。
 - (3) 建設業務にあたって、事前及び事後における家屋調査、電波障害調査等を必要に応じて実施し、その対策も行うこと。
 - (4) 工事中は、近隣その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情等は、事業者を窓口として、工事工程に支障をきたさないように対応を行うこと。
 - (5) 騒音、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞その他、本件工事が周辺環境に与える影響を勘案して実施すること。
 - (6) その他合理的に要求される範囲の近隣対応並びに本件工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動）を行うこと。
- 3 事業者は2町に対して、前項に定める近隣対応等の実施について、事前に実施の内容を報告し、事後にその結果を報告するものとする。
- 4 近隣対応等により事業者が生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該近隣対応等の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、事業者がこれを負担するものとする。ただし、入札書類において2町が設定した条件又は2町が実施した近隣説明に直接起因して事業者において生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該近隣対応等の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、2町がこれを負担するものとし、その負担の方法については、2町と事業者との間において協議により決定するものとする。
- 5 事業者は、近隣対応等の不調を理由として本件工事の施工計画を変更することはできない。ただし、2町の事前の承諾がある場合はこの限りでない。
- 6 2町は、事業者が更なる近隣対応等の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、本件工事の施工計画の変更を承諾する。
- 7 2町は、必要があると認めるときには、事業者が行う近隣対応等に協力することができる。

（本件工事期間中の保険）

第19条 事業者は、自己又は建設企業若しくは調理設備企業に、本件工事期間中、別紙7（事業者等が付保する保険）第1項に記載されるところに従って、保険に加入し、又は加入させるものとする。

第 2 節 工事の施工

(工事の施工)

第 20 条 事業者は、第 12 条第 1 項から第 3 項までの定めるところにより実施設計に係る設計図書につき 2 町の確認を取得し、かつ本件工事に要する各種申請手続その他必要となる手続が完了した後速やかに、本件工事を開始するものとする。

2 事業者は、日本国の法令を遵守のうえ、本契約、入札書類、事業者提案及び設計図書に従い、本件工事を施工するものとする。

(第三者による施工)

第 21 条 事業者は、本件工事を建設企業に請け負わせるものとする。ただし、調理設備調達・搬入設置業務は、調理設備企業に委託するものとする。

2 事業者は、建設企業以外の第三者に調理設備調達・搬入設置業務以外の本件工事の全部若しくは大部分を委託し、又は請け負わせてはならず、また、調理設備企業以外の第三者に調理設備調達・搬入設置業務の全部若しくは大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他 2 町が求める事項を 2 町に事前に通知したうえ、2 町の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。

3 事業者は、調理設備調達・搬入設置業務以外の本件工事の一部を建設企業以外の第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合又は調理設備調達・搬入設置業務の一部を調理設備企業以外の第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他 2 町が求める事項を 2 町に届け出たうえ、2 町の事前の承諾を得るものとする。建設企業若しくは調理設備企業又は当該第三者が委託を受け若しくは請け負った本件工事又は調理設備調達・搬入設置業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合その他届け出た第三者がさらに他の第三者を起用する場合も常に同様とし、事業者は、厨房設備調達・搬入設置業務及びその他の本件工事の各業務に従事する全ての業者の商号、所在地その他 2 町が求める事項が全て 2 町に届け出されているように確実に管理するものとする。

4 本件工事に関して事業者又は建設企業若しくは調理設備企業が使用する一切の第三者に対する本件工事の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、本件工事に関して事業者又は建設企業若しくは調理設備企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

5 事業者は、事業者自ら第三者を起用する又は建設企業若しくは調理設備企業に第三者を起用させるにあたり、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（事業者又は建設企業若しくは調理設備企業と直接下請契約を締結する下請負人に限る。以下この項、第 6 項

において同じ。)としてはならない。ただし、当該社会保険未加入建設業者と下請契約を締結しなければ本件工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると2町が認める場合は、事業者は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、事業者は、2町の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が第5項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を2町に提出しなければならない。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

6 事業者は、事業者自ら又は建設企業若しくは調理設備企業に、下請負人について前項各号に掲げる届出を確認する又は確認させるとともに、建設業法第24条の8.7に規定する施工体制台帳の写しを、下請契約締結後遅滞なく2町に事業者自ら提出し又は建設企業若しくは調理設備企業に提出させなければならない。

7 事業者は、第5項ただし書に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項ただし書に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、2町の請求に基づき、違約罰として、事業者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、2町の指定する期間内に支払わなければならない。

(事業者の施工責任)

第22条 仮設、施工方法、工事用地借用その他本件工事を完了するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定め、措置するものとする。

2 事業者は、本件工事期間中、本件工事に関して必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。この場合において2町は、相当な範囲においてこれに協力をするものとする。

(工事施工計画)

第23条 事業者は、本件工事の着工前に、別紙5(着工時及び施工中の提出書類)第1項第2号に列挙される図書を、2町に対して提出するものとする。ただし、建設企業に工事監理者へ提出させ、その承諾を受けたものを、その検討結果の報告とともに2町に提出するものとする。

2 事業者は、前項の規定により提出した図書に従って本件工事を遂行するものとする。

(工事施工報告)

第24条 事業者は、本件工事期間中、公共工事標準仕様書又は工事監理指針にもとづく書類のほか、別紙5(着工時及び施工中の提出書類)第2項に定める図書を当該事項に応じて遅滞なく2町に提出する。ただし、建設企業に工事監理者へ提出させ、工事監理者の承諾を受けたものを工事監理者に2町へ提出・報告させる。

- 2 前項のほか、事業者は、2町が必要と認めたときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとし、2町は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- 3 事業者は、本件工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備するものとする。
- 4 2町は、事業者に対し、建設業法第24条の8に規定する施工体制台帳及び施工体系図その他施工体制に係る事項について報告を求めることができるほか、施工の事前説明及び事後報告を求めることができ、事業者は、2町の求めるところに従って対応するものとする。
- 5 2町は、第18条第3項の報告並びに前各項の提出図書及び各報告を踏まえ、自らの責任及び費用負担において、建設業務の遂行状況が要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づく建設業務に係るサービス水準（要求水準書に従い、要求水準書に定める各項目に対応して、建設業務に係るサービスが要求水準書に定める要求水準に合致しているかを確認する基準として事業者提案により全て合致しているか否かで判断できるように設定された基準とする。以下「建設業務サービス水準」という。）を満足しているかどうかを確認する。
- 6 2町は、前項に規定する確認の結果、建設業務の遂行状況が建設業務サービス水準を満足していないか又は設計図書その他2町がその時点までに提出を受けた建設業務に係る書類等に従っていないと判断したときは、本契約に定めるところに従って事業者に対してその改善を要求することができるほか、特に必要と認める場合には、業務改善計画書の提出を要求できるものとし、当該要求が行われたときは、事業者は、要求水準書及び事業者提案に基づき、次の各号の定めに従う。
 - (1) 別紙12（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）第2項第(2)号ア（ア）の規定により2町の指示する期間内にそれに対応する業務改善計画書を作成して、2町の承諾を得たうえ、2町の承諾を得た業務改善計画書に基づき改善措置をとる。
 - (2) 前号の定めに従って実施した改善措置に関し、第5項の規定により実施される報告及び協議において、その対応状況をその経過期間に応じて2町に対して報告し、2町と協議する。
 - (3) 第1号の定めに従って実施した改善措置が完了した場合には、2町が定めた提出期限までに当該改善結果等について記載した改善報告書を提出する。
- 7 2町は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

（関連工事等の調整）

第25条 本件工事期間中、本施設において2町が予定している工事等（2町にて持ち込む設備、備品等の搬入・設置を含む。本条において同じ。）を2町が実施するにあたり、事業者は、2町との間で協議に応じ、当該工事等と本件工事の実施時期等の調整を行い、2町が予定している工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

- 2 本施設引渡し前に2町が行った工事等により本施設等を毀損等した場合は、2町の責めにより修補等を行う。

第3節 検査・確認

(検査、確認等の責任)

第26条 事業者は、本節の定めるところに従い、自己の費用と責任で、本件工事及び本施設（調理設備を含む。本節において同じ。）について検査を行い、2町の立会い、改善の勧告その他の指示並びに確認を受ける。

- 2 2町は、本節の定めるところに従い、自己の費用と責任で、本件工事及び本施設について、本契約、要求水準書及び事業者提案に照らし、確認、改善の勧告又は立会いを実施するものとする。ただし、2町は、これらの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(中間検査)

第27条 2町は、本件工事期間中、施設内に備品が搬入されると建築附帯設備、床及び壁面等の検査ができなくなる場合など、本施設に係る本件工事完成後において適切な完成検査等の執行を図ることができないと判断したときは、本施設が設計図書に従って整備されていることを確認するため、事業者に事前に通知したうえ、要求水準書に基づいて、本件工事及び本施設について中間検査を行うことができる。

- 2 事業者は、前項に規定する中間検査の実施について、2町に対して自ら最大限の協力をするものとし、又は、建設企業及び調理設備企業に、必要かつ合理的な範囲において2町に対して説明及び報告を行わせるなど協力を行わせるものとする。
- 3 2町は、本施設が本契約、入札書類、設計図書又は事業者提案に従って整備されていないと判断したときは、事業者に対してその改善を勧告することができ、事業者はこれに従うものとする。
- 4 事業者は、本件工事期間中に事業者が行う検査又は試験のうち主要なものを実施するときは、事前に2町に対して通知するものとする。この場合において、2町は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。

(事業者による竣工検査等)

第28条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本施設の竣工検査等（建基法その他関係法令に規定される各種検査及び要求水準書に定める基準を満たすことを確認するために事業者が事業者提案に基づき独自に実施する検査等並びに調理設備・機器類の試運転等をいう。以下同じ。）を引渡し予定日までに完了するものとする。この場合において、事業者は、竣工検査等を実施しようとする日の14日前までに2町に対して通知するものとする。

- 2 2町は、事業者に対し、前項に規定する竣工検査等につき2町の立会いを受けることを求めることができるものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する2町の立会いを求められたときは、これに従うものとする。ただし、2町は、当該立会の実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 4 第2項に規定する立会の有無を問わず、事業者は2町に対して、第1項に定めるところの竣工検査等の結果を、別紙6（竣工・引渡し時の備置提出図書）第1項に定める図書を作成して竣工検査等の各種証明書、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付して報告するものとする。

（シックハウスへの対応）

第29条 前条第1項に規定する竣工検査等及び第40条に規定する各種備品等調達業務の実施による調理備品、施設備品、食器・食缶等の搬入に先立ち、事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従って、本施設における揮発性有機化合物（ホルムアルデヒドその他要求水準書及び事業者提案に定める物質をいう。以下同じ。）の室内濃度を測定し、それぞれの結果を第28条第4項に定めるところに従って実施する報告とともに2町に報告するものとする。この場合、かかる報告にあたり、本施設における揮発性有機化合物の室内濃度の測定結果に関する書面の写しを添付するものとする。

- 2 本施設における揮発性有機化合物の室内濃度の測定値が基準値（測定する時点での最新基準とする。以下同じ。）を上回った場合は、事業者は、自己の責任及び費用負担において、是正措置を講じ、これを竣工検査等までに是正（本施設における揮発性有機化合物の室内濃度については、その測定値が竣工検査等の時点において建基法に定められる基準値を下回るほか、学校環境衛生基準に準じた状態を確保しなければならない。）するものとする。

（設備・機器類の試運転等）

第30条 事業者は、第28条第1項から第3項までの定めるところに従って竣工検査等を実施するにあたり、自己の責任及び費用負担において、本施設に設置された設備・機器類（調理設備を含むが、これに限られない。以下、本条において同じ。）の試運転を、第28条及び要求水準書のほか、本条の定めるところに従って行わなければならない。

- 2 事業者は、本施設に設置された設備・機器類の試運転を実施しようとする場合、その都度、実施予定日の14日前までに2町に対して通知するものとする。2町は、事業者に対し、前項に規定する試運転につき2町の立会いを受けることを求めることができるものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する2町の立会いを求められたときは、これに従うものとする。ただし、2町は、当該立会の実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について

何ら責任を負担するものではない。

- 4 前各項の定めるところに従ってなされた試運転の結果が要求水準書又は事業者提案に定める基準値に満たない場合は、事業者は、自己の責任及び費用負担において、是正措置を講じ、これを竣工検査等までに是正するものとする。
- 5 第2項に定めるところの2町の立会の有無を問わず、事業者は2町に対して、第1項に規定する試運転の結果を、要求水準書及び事業者提案に定める基準の充足確認その他の試運転の結果に関する書面の写しを添付して、第28条第4項に定めるところに従って実施する報告とともに報告するものとする。
- 6 事業者は、前各項の定めるところに従って試運転が完了した全ての設備・機器等（調理設備を含むが、これに限られない。）について、建築物、電気設備、建築設備等の数量、形状、材質、補修履歴、点検履歴等を網羅的に記録し、施設情報を一元管理でき、かつ事業期間終了後も2町が管理・活用しやすいよう配慮された要求水準書に基づき事業者が2町の承諾を得て定める様式及び内容の電子データの施設管理台帳（以下「施設管理台帳」という。）を作成して個々に記録し、引渡し日以降、施設管理台帳を常に最新の状態で更新しつつ、いつでも紙で出力できるように維持し、2町の要請があるときには、当該要請に応じて紙媒体又は電子データで提出しなければならない。

第4節 工期の変更

（工事の一時停止）

- 第31条 2町は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知したうえで、本件工事の全部又は一部の施工を停止させることができる。
- 2 前項の規定により工事が停止された場合において、2町は必要に応じて、工期を変更し、また、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日が変わる場合でも事業期間満了日は変更されないものとする。
 - 3 第1項の規定により工事が停止された場合において、事業者に直接生ずる損害、損失又は費用（事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。）が生じたときは、2町及び事業者は、本契約の他の規定にかかわらず、次の各号に掲げるところにより負担する。
 - (1) 当該工事の停止が2町の責めに帰すべき事由による場合は、2町がこれらを負担するものとし、2町は、事業者と協議のうえ、サービス対価を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該工事の停止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
 - (3) 当該工事の停止が法令変更による場合は、別紙13（法令変更による費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、2町又は事業者が負担するものとし、その負担の方法については、2町と事業者との間の協議により定めるものとする。

- (4) 当該工事の停止が不可抗力による場合は、別紙 8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、2 町及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、2 町と事業者との間の協議により定めるものとする。

4 前項第 3 号及び第 4 号の場合、第 62 条第 1 項から第 3 項までの規定は適用されない。

（工期の変更）

第 3 2 条 2 町は、必要があると認めたときは、事業者に対して工期の変更を請求することができる。

2 事業者は、その責めに帰すことができない事由により工期の変更が必要となったときは、2 町に対して工期の変更を請求することができる。

3 前 2 項に定めるところに従って工期の変更が請求されたときは、2 町と事業者は、その協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、2 町と事業者の間における協議の開始から 14 日以内にその協議が調わないときは、2 町が合理的な工期を定めようえ、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従うものとする。

4 前項の規定により工期を変更するときは、供用開始予定日を変更することができる。ただし、事業期間満了日は変更しないものとする。

（工期変更の場合の費用負担）

第 3 3 条 前条に規定する工期の変更により、2 町又は事業者において損害、損失又は費用（本事業の遂行に当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、2 町及び事業者は、次の各号に掲げるところにより負担するものとする。

(1) 当該工期の変更が 2 町の責めに帰すべき事由による場合は、2 町がこれらを負担するものとし、2 町は、事業者と協議のうえ、サービス対価を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。

(2) 当該工期の変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。

(3) 当該工期の変更が法令変更による場合は、別紙 13（法令変更による費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、2 町又は事業者が負担するものとし、その負担の方法については、2 町と事業者との間の協議により定めるものとする。

(4) 当該工期の変更が不可抗力による場合は、別紙 8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、2 町及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、2 町と事業者との間の協議により定めるものとする。

2 前項第 3 号及び第 4 号の場合にあっては、第 62 条第 1 項から第 3 項までの規定は適用されない。

第 5 節 損害の発生

（第三者に対する損害）

第 3 4 条 本件工事の施工（開業準備業務及び各種備品等調達業務の実施を含む。本条において同じ。）により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、事業者がこれを負担するものとし、第三者に対して賠償し、また、当該第三者に対して賠償した 2 町の求償請求に従って 2 町を補償するものとする。ただし、当該損害等が事業者の責めに帰すべきからざる事由により生じた場合（本件工事の施工に伴い通常避けることができない生活環境影響により当該損害等が生じた場合を含む。）で、第 19 条に基づき付保された保険等によりてん補されないときは、2 町がこれらを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。

2 前項の場合その他本件工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、2 町及び事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（本施設への損害）

第 3 5 条 引渡し日までに、本施設（搬入済みの調理設備、コンテナ、食器食缶等及び施設設備等を含む。）その他の本件工事の目的物又は本件工事における仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害、損失又は費用（本事業の遂行に当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。本条及び別紙 8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）第 1 項において「本施設損害」という。）が生じたときは、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を 2 町に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けたときは、2 町は直ちに調査を行い、本施設損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 第 1 項に規定する本施設損害が不可抗力による場合には、当該本施設損害については、別紙 8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、2 町及び事業者がそれぞれ負担するものとし、その負担の方法については、2 町と事業者との間の協議により定めるものとする。なお、第 1 項に規定する本施設損害が不可抗力による場合及び 2 町の責めに帰すべき場合を除き、第 1 項に規定する本施設損害の一切は、事業者がその費用を負担することを確認する。

4 前各項に定めるもののほか、不可抗力に係る費用負担の方法については、第 62 条の定めるところによる。

第 6 節 引渡し業務

（2 町による完成確認）

第 3 6 条 事業者は、次の各号に掲げる事由を全て満たしたときは、2 町に対し、完成確認（地自法第 234 条の 2 に基づく検査を含むが、これに限られない。以下同じ。）を書面で要請するものとする。

- (1) 本施設の設計業務、工事監理業務、建設業務及び各種備品等調達業務が全て完了し、本施設の所有権移転を行える状態にあること。
 - (2) 開業準備業務が開始可能な状態にあること。
 - (3) 上記に関連して本契約又は要求水準書その他適用のある入札書類に規定される、事業者が提出すべき書面等が遺漏無く 2 町に提出されていること。
 - (4) 別紙 6（竣工・引渡し時の備置提出図書）第 2 項に定める図書が本施設内に備えられていること。
- 2 2 町は、前項の定めるところに従ってなされた事業者による完成確認の要請受領後 14 日以内に、次のとおり、前項各号に定めるところの事由が全て満たされているかを確認するものとし、当該事由が全て満たされていることが要求水準書及び事業者提案に基づき確認できたときは、事業者による本施設の完成を証する完成確認書を作成し、事業者に交付するものとする。ただし、2 町は、当該完成確認書を交付したことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- (1) 事業者は、工事現場において、建設企業、調理設備企業及び工事監理者を立ち会わせ、かつ、工事記録を準備したうえ、2 町による完成確認を受ける。
 - (2) 2 町は、本施設と別紙 6（竣工・引渡し時の備置提出図書）第 2 項に定める図書との照合により、それぞれの完成確認を実施する。
 - (3) 事業者は、事業者による機器、器具、什器備品等の試運転とは別に、機器、器具、什器備品等の取扱いに関し、2 町に対して説明する。
- 3 2 町は、前各項の定めるところに従って行う本施設の完成確認において本施設が入札書類、事業者提案及び設計図書に従って整備されていないと認める箇所があるとき（要求水準書又は事業者提案に定める基準値に満たない場合のみならず、本施設におけるホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度の測定値が建基法又は学校環境衛生基準に定められる基準値を上回った場合を含む。）は、事業者に対して改善を勧告することができる。この場合において、事業者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を改善するものとし、改善措置が完了した後、直ちに 2 町の確認を受けるものとする。

（引渡し）

第 37 条 事業者は、前条第 2 項に規定する完成確認書の受領後、引渡し予定日が経過するまでに、別紙 6（竣工・引渡し時の備置提出図書）第 3 項に定める図書を提出することにより、本施設の 2 町への引渡し（この引渡しは、必ず日付を明記した書面で行なうものとする。）を行い、所有権を 2 町に移転するものとする。この場合において、事業者は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を 2 町に移転するものとする。

- 2 本施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件工事の委託又は請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。

- 3 2町が本施設に係る登記を行う場合、事業者は、2町の要請があるときは、これに協力するものとする。

(運営開始の遅延)

第38条 2町の責めに帰すべき事由により供用開始日が供用開始予定日より遅延したときは、2町は、当該遅延に伴い事業者において生ずる損害、損失及び費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するものとし、2町は、2町と事業者との間の協議により決定されるところに従い、事業者に対してこれを支払うものとする。

- 2 2町の責めに帰すべからざる事由により供用開始日が供用開始予定日より遅延したときは、事業者は、供用開始予定日の翌日から供用開始日（同日を含む。）までの期間について、その施設整備に係る対価に相当する額に対して法定率で計算した金額に相当する延滞違約金を直ちに2町に対して支払うものとし、当該延滞違約金を超える損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、事業者はそれらを負担し、2町に支払うべきものがあれば、直ちに2町に対して支払うものとする。

- 3 供用開始日が供用開始予定日より遅延したことが、事業者が第29条又は第30条に基づく是正措置を講じたことや、2町が事業者に対して第11条若しくは第12条により設計業務につき修正を求め又は第27条若しくは第36条により本件工事につき改善を勧告したことに直接又は間接的に起因する場合も、前項が適用されるものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、次の額については、事業者がこれを負担するものとする。

(1) 供用開始日が供用開始予定日より遅延したことが不可抗力によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定める事業者の負担割合により算出される額

(2) 供用開始日が供用開始予定日より遅延したことが法令変更によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙13（法令変更による費用の負担割合）に定める事業者の負担割合により算出される額

- 5 本契約の定めるところに従って供用開始予定日が変更されたときは、第2項に規定する延滞違約金は、2町と事業者とが合意のうえ変更した供用開始予定日より遅れた場合において、発生するものとする。

(契約不適合責任)

第39条 2町は、本施設その他の本件工事の目的物（システムプログラムソフトウェア並びに本施設内に設置された調理設備及び施設設備、機器、器具又は備品等を含む。以下、本条において同じ。）が性能、種類、数量又は品質に関して本契約の内容（要求水準書又は事業者提案の内容を含む。）に適合しないもの（要求水準書に定める要求水準

- 未達のみならず、事業者提案に基づく提案未実現を含む。以下「契約不適合」という。)であることを発見したときは、事業者に対して相当の期間を定めてその修補(備品については取り替えも含む。以下同じ。)又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、事業者は、2町に不相当な負担を課するものでないときは、2町が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、2町が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、2町は、その不適合の程度に応じてサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 事業者が履行の追完をしないで引渡し予定日を経過したとき。ただし、事業者が第38条の定めるところに従う場合は、この限りでない。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、2町がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 2町は、供用開始日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は本契約の解除(以下、本条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、その契約不適合がメーカーによる保証又は事業者提案に基づく保証があるものについて生じた場合において、当該保証の期間内であるときは、この限りでなく、2町は、請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、2町は、設備機器本体等の契約不適合については、2町による完成確認の際に、直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該完成確認において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、供用開始日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。また、事業者がその契約不適合のあることを知っていたとき又はその契約不適合がメーカーによる保証又は事業者提案に基づく保証があるものについて生じたときは、この限りでない。
- 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 2町が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、2町が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 2町は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不

適合に関し、民法（明治 29 年法律第 89 号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

- 9 第 4 項から前項までの規定は、契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 2 町は、本施設その他本件工事の目的物の引渡しを受けた際に契約不適合があることを知ったときは、第 4 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、事業者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 契約不適合が支給材料の性質又は 2 町の指図により生じたものであるときは、2 町は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者が当該支給材料又は当該指図が不適当であることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。
- 13 事業者は、別紙 9（保証書の様式）に定める様式により、建設企業及び調理設備企業に、2 町に対し本条による履行の追完義務その他契約不適合に係る本契約に基づく義務を履行することについて保証させ、当該保証書を 2 町に対して提出するものとする。

第 5 章 各種備品等調達業務

（各種備品の調達・設置）

第 40 条 事業者は、要求水準書に従い、事業者提案に基づき各種備品等調達業務を行い、要求水準書及び事業者提案に従った維持管理業務及び運営業務を行うために必要な各種備品（調理設備を含むが、これに限られない。本条において同じ。）を調達し、自己の費用と責任で、随時、本件工事の施工との調整を行い、引渡し予定日までに本施設に設置しなければならない。

- 2 前項の定めるところに従って事業者により調達され本施設に設置された各種備品の全て（事業者提案に基づき 2 町が事前に承諾したものを除く。）について、事業者は、これらを 2 町の所有物として備品シールを貼付けたうえで本施設に設置するものとする。これらの一切の各種備品の所有権は、第 37 条の定めるところに従って実施される本施設の引渡しに伴い、2 町に移転するものとする。ただし、事業者提案に基づきリース方式による調達がなされた配送車両については、この限りでなく、事業者はリース方式によりこれを調達することができる。ただし、リース方式で調達する配送車両について、事業者は、事業期間中の適切なサービス水準の維持・向上や業務遂行への影響等の観点から、リース契約期間や更新を検討し、2 町の承諾を得るものとする。~~なお、2 町の承諾を得てリース方式で調達された配送車両についても、本契約の終了時における 2 町への引渡しと所有権移転が要求水準を満たす状態でなされるものとし、第 69 条第 2 項に基づ~~

~~く場合を除き、2町の承諾を得たことは当該引渡しと所有権移転に係る事業者の義務を如何なる意味でも免責しないものとする。~~

- 3 事業者は、前各項の定めるところに従って本施設に設置される全ての各種備品等（第30条第6項に定める施設管理台帳に記載された施設備品等を除く。）について、備品区分、品名、企画、金額（単価等）、数量、購入年月日、点検、更新履歴等を網羅的に記録し、備品情報を一元管理でき、かつ事業期間終了後も2町が管理・活用しやすいよう配慮された要求水準書が定める様式及び内容の電子データの備品管理台帳（以下「備品管理台帳」という。）を作成して個々に記録し、引渡し日以降、備品管理台帳を常に最新の状態で更新しつつ、いつでも紙で出力できるように維持し、2町の要請があるときには、当該要請に応じて紙媒体又は電子データで提出しなければならない。

第6章 開業準備業務

（開業準備）

第41条 事業者は、第37条に定めるところに従って2町に対して本施設の引渡しを完了した場合速やかに、2町が供用開始予定日に本施設により給食の提供を開始できるよう、自己の費用と責任で、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、次のとおり、開業準備業務を遂行するものとする。

- (1) 事業者は、要求水準書の定めるところに従い、事業者提案に基づき、従業員等の研修、運営マニュアルの策定、関係機関との連携に係る協議及び連絡体制表の作成、調理・配送リハーサルを含む本施設の試稼働を行い、設備等が正常に稼働するように確認するとともに、運営業務の実施体制・方法等の確認・検討を行うものとする。なお、リハーサルの実施にあたり、日程等について2町と調整を行うものとする。2町は、事業者が実施するリハーサルに立ち会うことができるものとし、2町の要請があるときは、事業者は、その便宜を図るものとする。
- (2) 事業者は、業務従事者に衛生管理、設備機器の操作方法、作業手順等の指導教育を行い、取扱いについて習熟を図るほか、維持管理・運営業務の遂行に必要となる業務従事者に対する研修を行う。
- (3) 事業者は、2町職員の立ち会いのもと、事業者提案に基づき2町と事前に協議した実施内容で十分に調理・配送リハーサルを行う。なお、調理・配送リハーサルにおける全ての費用は~~光熱水費を除き~~、事業者負担とする。
- (4) 事業者は、2町と業務従事者の連携に係る打合せ、調整等を実施するとともに、2町職員に維持管理・運営業務全般に関わる説明を行ったうえで、関係者の連絡体制表を作成し、2町に提出する。
- (5) 事業者は、2町が行う開所式の支援・協力を行う。開所式の時期及び内容は2町が事業者との協議により決定するところに従うものとし、招待者への施設概要の説明や試食調理、配膳、下膳、洗浄、施設の運転・清掃・警備については、事業者の

負担とし、招待者への案内や応接、試食に伴う食材費は、2町が負担する。

2 前項の定めるところに従って開業準備業務を実施するにあたり、事業者は、事業スケジュールに定める開業準備期間開始日の2か月前から、設備等の試稼働、業務従事者等の研修、リハーサル、開所式の予定その他要求水準書並びに事業者提案に基づく開業準備業務の実施内容等について2町と協議を行い、その協議結果に基づき記載した開業準備計画書を作成し、2町の確認を得るものとし、2町の確認を得た当該開業準備計画書に従って開業準備業務を行う。

3 事業者は、前項の定めるところに従って2町の確認を得た開業準備計画書に基づき実施した業務内容について、2町と事前の協議により定めた様式及び内容による開業準備業務完了通知書を提出することにより供用開始予定日までに2町に報告するものとする。

4 開業準備業務に伴う食材並びに資機材及び消耗部品等は、本契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書に基づき、事業者の費用負担において、事業者がこれを調達して消費するものとする。

~~5 開業準備業務の遂行に当たって必要となる光熱水費は、第1項又は要求水準書に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とする。~~

~~6.5~~ 開業準備業務期間中における本施設の維持管理は、事業者が、維持管理・運営期間における維持管理業務の実施を見据えて必要な範囲で、これを事業者の費用と責任で行うものとする。

~~7.6~~ 2町は、第3項の報告を踏まえ、自らの責任及び費用負担において、開業準備業務の遂行状況が要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づく開業準備業務に係るサービス水準（要求水準書に従い、要求水準書に定める各項目に対応して、開業準備業務に係るサービスが要求水準書に定める要求水準に合致しているかを確認する基準として事業者提案により全て合致しているか否かで判断できるように設定された基準とする。以下「開業準備業務サービス水準」という。）を満足しているかどうかを確認する。

~~8.7~~ 2町は、前項に規定する確認の結果、開業準備業務の遂行状況が開業準備業務サービス水準を満足していないか又は開業準備計画書その他2町がその時点までに提出を受けた開業準備業務に係る書類等に従っていないと判断したときは、本契約に定めるところに従って事業者に対してその改善を要求することができるほか、特に必要と認める場合には、業務改善計画書の提出を要求できるものとし、当該要求が行われたときは、事業者は、要求水準書及び事業者提案に基づき、次の各号の定めに従う。

(1) 別紙12（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の規定により2町の指示する期間内にそれに対応する業務改善計画書を作成して、2町に提出したうえ、改善措置をとる。

(2) 前号の定めに従って実施した改善措置に関し、第~~3.5~~項の規定により実施される報告及び協議において、その対応状況をその経過期間に応じて2町に対して報告及び協議する。

- (3) 第1号の定めに従って実施した改善措置が完了した場合には、2町が定めた提出期限までに当該改善結果等について記載した改善報告書を提出する。

9-8 2町は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第7章 維持管理・運營業務

第1節 維持管理・運營業務の実施

(営業許可の取得)

第42条 事業者は、供用開始予定日の3か月前までに営業許可申請書・営業届（新規、継続）を2町に提出のうえ、供用開始予定日までに、本施設に関し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条による営業許可を取得し、営業許可書等の写しを2町に提出するものとする。

- 2 事業者は、前項の営業許可を更新その他変更するときは、かかる変更の2週間前までに営業許可申請書・営業届（変更）を2町に提出のうえ、その変更後1か月以内に、最新の営業許可書等の写しを2町に提出するものとする。

(業務全体計画書及びマニュアル等の提出)

第43条 事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、要求水準書、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等の各種学校給食関係マニュアルに基づくほか、「建築保全業務共通仕様書」の最新版の点検項目を事業者の判断で適宜参考にした事業者提案に基づき、建物・設備等の点検・保守を行うための維持管理業務全体計画書を作成し、供用開始予定日の2か月前までに2町に提出するものとする。

- 2 事業者は、運營業務の開始に先立ち、2町と協議のうえ、食品製造に関係する法令、要求水準書、「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び2町が定めた作業マニュアル等を充足する業務範囲、実施方法及び2町による履行確認手続等を明確にした運營業務全体計画書及び運営マニュアル（要求水準書に定める各種マニュアルその他運営上必要とするものを含むものとする。）を作成し、供用開始予定日の2か月前までに2町に提出するものとする。

- 3 前各項の規定により2町に提出された各維持管理・運營業務全体計画書については、維持管理・運営期間において、事業者は、原則として変更しないものとして、必要に応じて変更する場合には、変更された最新版を提出し、2町の承諾を得るものとする。なお、前各項の規定により2町に提出された運営マニュアル必要に応じて随時見直しするものとし、見直しの都度直ちに、2町に対し、見直しがされた最新版を提出し、2町の下承を得るものとする。

- 4 事業者は、供用開始予定日までに、事前に2町と協議し2町の確認を受けた内容の本

施設の概要を示すパンフレット（A3サイズ2つ折り・両面カラー刷）を ~~10,000~~2,000部作成し、原版データとともに2町に提出するものとする。なお、パンフレットのサイズ等の詳細は、2町と協議の上で決定する。

- 5 事業者は、供用開始日の3か月後の応当日までに、児童・生徒に向けた本施設の概要を示す映像データ（15分程度）を作成し、マスターDVD2枚を2町に提出するものとする。なお、映像データの内容・形式については2町と協議し、2町の確認を受けるものとし、また、作成に伴う撮影・取材等の対象についても2町と協議し、2町の確認を受けるものとする。
- 6 第4項~~及び第5項~~の規定により2町に提出されたパンフレット~~及び映像データ~~の内容・形式については、事業者は、2町と協議の上で必要に応じて随時改訂・更新するものとする。
- 7 第1項及び第2項の定めるところに従って維持管理・運営業務の開始に先立って提出されたものを含め、2町は、前各項の定めるところに従って提出された（最新版の）各維持管理・運営業務全体計画書及び運営マニュアル並びにパンフレット及び映像データを確認のうえ、異議を申し述べるができるものとし、事業者は、かかる2町の異議を受けたときは、2町の確認が得られるまで、必要な修正を行うものとする。
- 8 前各項の定めるところに従って提出された著作物の著作権等は、2町に提出された時点で2町に移転する。

（維持管理・運営業務の実施）

- 第44条 事業者は、本施設に関し、本施設内で設置された2町の所有に係る調理設備その他の各種備品を用い、維持管理・運営業務を維持管理・運営期間に渡って遂行するものとする。
- 2 事業者は、本施設に関し、日本国の法令を遵守のうえ、本契約、入札書類、事業者提案、最新の業務計画書及び運営マニュアルに従って維持管理・運営業務を実施するものとする。

（費用負担）

- 第45条 維持管理・運営業務に伴う資機材及び消耗部品等は、要求水準書に別段の定めがない限り、事業者の費用負担において、事業者がこれを調達して消費するものとする。
- 2 維持管理・運営業務の遂行に当たって必要となる光熱水費は、全て2町の負担とする。
 - 3 維持管理・運営業務の遂行に当たって必要となる食材調達費は、全て2町の負担とする。

（第三者による実施）

- 第46条 事業者は、維持管理・運営業務のうち、施設維持管理業務を維持管理企業に委託し、又は請け負わせるものとし、維持管理企業以外の第三者に、全部又は大部分を委

託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他2町が求める事項を2町に事前に通知したうえ、2町の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、維持管理・運營業務のうち、調理設備維持管理業務を調理設備企業に委託し、又は請け負わせるものとし、調理設備企業以外の第三者に、全部又は大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他2町が求める事項を2町に事前に通知したうえ、2町の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 事業者は、維持管理・運營業務のうち、運營業務を運営企業に委託し、又は請け負わせるものとし、運営企業以外の第三者に、全部又は大部分を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他2町が求める事項を2町に事前に通知したうえ、2町の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 事業者は、維持管理・運營業務の一部を維持管理企業、調理設備企業又は運営企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に当該第三者の商号、所在地その他2町が求める事項を2町に届け出るものとする。当該第三者又は維持管理企業、調理設備企業若しくは運営企業がさらに第三者に維持管理・運營業務の一部を再委託し、又は下請けさせる場合その他届け出た第三者がさらに他の第三者を起用する場合も常に同様とし、事業者は、維持管理・運營業務に従事する全ての業者の商号、所在地その他2町が求める事項が全て2町に届け出されているように確実に管理するものとする。
- 5 維持管理・運營業務に関して事業者又は維持管理企業、調理設備企業若しくは運営企業が使用する一切の第三者に対する維持管理・運營業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(維持管理・運營業務の遂行計画)

第47条 事業者は、供用開始予定日の2か月前までに、また、維持管理・運営期間中に到来する供用開始予定日の5年ごとの応当日までに、要求水準書の定めるところに従って、本施設の供用開始後 ~~4030~~ 年間についての長期修繕計画書の案をそれぞれ作成し、2町に提出してその承認を得るものとする。

- 2 事業者は、維持管理・運営期間中の各事業年度における本施設の維持管理業務年度計画書及び運營業務年度計画書の各案をそれぞれ作成し、当該事業年度の前事業年度の1月末までに、2町に提出するものとする。ただし、第1回目の維持管理・運營業務年度計画書の案は、供用開始予定日が属する事業年度を対象年度とし、前項の定めるところに従って2町に提出され2町の承認を得る長期修繕計画書の案とともに2町に提出されるものとする。
- 3 第1項の規定により2町の承認を得た長期修繕計画書及び第2項の規定により2町に提出された維持管理・運營業務年度計画書については、必要に応じて随時改善するもの

とし、改善の都度直ちに、2町に対し、改善された最新版を提出するものとする。この場合において、2町は、提出された最新版を確認のうえ、異議を申し述べることができるものとし、事業者は、かかる2町の異議を受けたときは、2町の承認が得られるまで、必要な修正を行うものとする。

(維持管理・運營業務の遂行体制)

第48条 事業者は、維持管理業務に関し、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、維持管理業務に従事する者（維持管理責任者及びボイラー運転管理者を含め、以下、本条において「維持管理業務従事者」という。）を選任して維持管理業務実施体制を整えて配置する。

2 事業者は、運營業務に関し、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、運營業務に従事する者（要求水準書が定める総括責任者、調理責任者、調理副責任者、食品衛生責任者、アレルギー対応食調理責任者（アレルギー対応食提供の場合に限る。）及び配送責任者を含め、以下、本条において「運營業務従事者」といい、維持管理業務従事者と運營業務従事者と総称して「業務従事者」という。）を選任して運營業務実施体制を整えて配置する。

3 事業者は、配置された業務従事者の氏名、有する資格等を記載した業務従事者名簿（各人の履歴書と資格を証明する書面を添付するものとする。）を作成し、供用開始予定日の1か月前までに2町に提出するものとし、以後、業務従事者に異動があるときは、その2週間前までに都度届け出なければならない。この場合における届出は、最新の業務従事者名簿を添えて異動のある業務従事者を書面で通知することにより行うものとする。

4 2町は、事業者の業務従事者がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができるものとし、事業者はこれに従うものとする。

(情報管理)

第49条 事業者は、事業期間中及び本契約の終了後においても、運營業務の実施に付随し、又は関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、事業者は、運營業務遂行に伴う情報機器の使用に当たっては、2町で定める情報セキュリティ関連規定を遵守するものとする。

(業務の安全確保)

第50条 事業者は、職場における労働災害及び健康被害を防止し、業務従事者の健康の保持増進を図るため次の各号に掲げる措置を行うものとする。

(1) 労働安全衛生管理体制を整備すること。

- (2) 業務従事者に対して、労働者の安全又は衛生のための研修を行うこと。
- (3) 業務従事者に対する医師の面接指導体制を整備すること。
- 2 事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、業務従事者のけが等の非常時又は緊急時の対応（以下「非常時又は緊急時の対応」という。）が必要となる事態が発生した場合に備えて、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、2町、警察、消防等の関係機関への連絡体制を整備したうえで、非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合において、連絡体制が適切に機能するように、業務計画書に基づき、非常時又は緊急時の対応に必要な訓練等を実施するものとする。
- 3 事業者は、非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生したときは、業務計画書に基づき、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めるなど発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じるとともに、当該事態の発生状況と対応について2町、警察、消防等の関係機関に速やかに報告し、当該事態の発生日以降に作成する定期報告書に当該事態の発生経過と講じられた措置等に基づく当該事態の顛末・その後の対応・原因及び今後の改善策等を記載して2町に経過報告するものとする。
- 4 事業者が本施設の不具合、故障等を発見したとき、又は2町の職員等により本施設の不具合、故障等に関する通報や苦情を受けたときは、事業者は、直ちに2町と協議のうえ、発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合において、緊急に対処する必要があると判断した場合は、事業者は、速やかに適切な応急処置を行ったうえで、2町に報告するものとし、軽微なものについては、その直後に提出される定期報告書への記載をもって2町に対する報告に代えることができる。
- 5 前各項の定めるところに従って実施された業務により発生した増加費用及び事業者が被った損害は、本契約に別段の定めがない限り、事業者が負担するものとする。

第2節 維持管理・運営業務に対するモニタリング

（セルフモニタリング）

第51条 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、維持管理・運営業務に係るサービス水準（要求水準書に従い、要求水準書に定める各項目に対応して、維持管理・運営業務に係るサービスが要求水準書に定める要求水準に合致しているかを確認する基準として事業者提案により全て合致しているか否かで判断できるように設定された基準とする。以下「維持管理・運営業務サービス水準」といい、設計業務サービス水準、工事監理業務サービス水準、建設業務サービス水準、開業準備業務及び維持管理・運営業務サービス水準を個別に又は総称して「業務サービス水準」という。）を維持改善するよう、実際に事業者の提供するサービスが維持管理・運営業務サービス水準に合致しているかを確認する基準書（チェックリスト）を作成のうえ、当該基準書を以って事業者自らのセルフモニタリングを実施するものとする。

- 2 前項の基準書（チェックリスト）の様式及び内容並びに前項の定めるところに従って実施されるセルフモニタリングの項目、基準、方法等については、2町が実施するモニタリングとの連携に十分に配慮して、2町との協議により定められるものとする。
- 3 事業者は、前各項の定めるところに従って実施されたセルフモニタリングの結果について、四半期ごとに四半期報告書に記載するほか、要求水準書の定めるところに従い、それ以後において実施すべき維持管理・運營業務における維持管理・運營業務サービス水準の維持・改善するべく第47条の定めるところに従って作成される長期修繕計画書及び維持管理・運營業務年度計画書に反映するものとする。

（維持管理・運營業務の報告）

第52条 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案並びに運営マニュアルに基づき、次の維持管理業務報告書及び運營業務報告書（以下「定期報告書」という。）をそれぞれ作成し、2町に提出するものとする。

- (1) 別紙10（定期報告書の構成及び内容）第1項の定めるところに従って作成された、本施設の維持管理状況を正確に反映した維持管理業務報告書
 - (2) 別紙10（定期報告書の構成及び内容）第2項の定めるところに従って作成された、本施設の運営状況を正確に反映した運營業務報告書
- 2 事業者は、維持管理業務における保守管理記録を全て、事業期間終了時まで保管するものとし、本施設に係る点検・整備・事故内容等は日報に記載し、直後に2町に提出する各定期報告書（月報、四半期報告書、年報）に記載するものとする。なお、事業者による維持管理業務の実施に伴う本施設又は調理設備の修繕等において設計図書又は完成図書に変更が生じた場合は、かかる変更箇所を適宜反映させたいうで、その事実と内容を直後に2町に提出する各定期報告書（月報、四半期報告書、年報）に記載することにより報告するものとする。

（モニタリングの実施）

第53条 2町は、自らの責任及び費用負担において、維持管理・運營業務に関し、維持管理・運營業務サービス水準を満足した業務が運営マニュアルに従って提供されていることを確認するため、次の各号に掲げる方法によりモニタリングを実施するものとする。

(1) 定期報告書の確認

2町は、前条の規定により事業者が2町に対して提出した定期報告書を確認する。

(2) 立入検査

2町は、必要に応じて随時、本施設に対する立入検査を行う。

(3) その他の方法

2町は、前各号に規定する方法のほか、必要と認めるときは、随時、任意の方法（アンケート、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求、立会い等を含む。）によりモニタリングを実施するものとする。

- 2 2町は、前項に規定する確認の結果、本施設の維持管理・運營業務の遂行状況が維持管理・運營業務サービス水準を満足していないか又は運営マニュアルに従っていないと判断したときは、事業者に対してその改善を要求するものとし、当該改善要求が行われたときは、事業者は、要求水準書及び事業者提案に基づき、次の各号の定めに従う。
- (1) 別紙 12（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の規定により 2 町の指示する期間内にそれに対応する業務改善計画書を作成して、2 町に提出したうえ、改善措置をとる。
 - (2) 前号の定めに従って実施した改善措置に関し、第 52 条の規定により作成及び提出される定期報告書（月報、四半期報告書、年報）において、その対応状況をその経過期間に応じて 2 町に対して定期的に報告する。
 - (3) 第 1 号の定めに従って実施した改善措置が完了した場合には、2 町が定めた提出期限までに当該改善結果等について記載した改善報告書を提出する。
- 3 2町は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

（損害の発生）

- 第 5 4 条 事業者は、本施設の開業準備業務又は維持管理・運營業務の遂行に際して、2 町又は第三者に損害、損失、費用等（本施設の滅失又はき損等に起因する 2 町の損害を含む。以下、本条において「損害等」という。）が発生したこと又は発生するおそれがあると認めたときは、損害等の発生又は拡大を防止するために必要な合理的な措置を講じたうえで、その旨を 2 町に対して直ちに通知し、2 町の指示に従うものとする。
- 2 前項の場合において、事業者は、2 町又は第三者が被った当該損害等の一切を負担するものとし、2 町又は第三者の請求があったときは、直ちに、これを賠償又は補償するものとする。ただし、当該損害等の発生が~~2 町民その他~~第三者の責めに帰すべき場合又はその他の事業者の責めに帰すべからざる事由に起因する場合には、事業者は、当該損害等を賠償又は補償する義務その他の責任を負わないものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する損害賠償に係る債務を担保するため、自己又は維持管理企業、調理設備企業若しくは運営企業に、別紙 7（事業者等が付保する保険）第 2 項にその概要が記載される保険に加入し、又は加入させるものとする。
- 4 前項の規定により、保険に加入し、又は加入させたときは、事業者は、当該保険に係る保険証券その他保険の内容を示す書面を、加入後速やかに 2 町に提出し、2 町の確認を受けなければならない。

第 8 章 サービス対価の支払い

（サービス対価の支払い）

- 第 5 5 条 2 町は、本施設の施設整備（開業準備を含む。）に係る対価並びに維持管理・

運營業務の遂行に係る対価として、事業者に対して、別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）に定めるところの算定方法及びスケジュールに従い、サービス対価を支払うものとする。

- 2 2町及び事業者は、サービス対価債権は一体不可分のものであることを確認する。ただし、当該債権に基づき支払われるサービス対価は、本施設の施設整備（開業準備を含む。）に係る対価並びに維持管理・運營業務の遂行に係る対価に分割して計算するものとする。

（サービス対価の改定）

第56条 前条第1項の規定にかかわらず、サービス対価は、別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）に定めるところに従い改定される。

（サービス対価の減額）

第57条 第53条の規定によるモニタリングの結果、本施設の維持管理・運營業務につき維持管理・運營業務サービス水準を満たしていない事項が存在すると2町が認めたときは、2町は、事業者に対して、別紙 12（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）に定めるところに従い、当該事項の改善又は復旧を行うよう要求することができ、また、サービス対価のうち維持管理・運營業務の遂行に係る対価の減額、返還、支払留保及び業務担当企業の変更を請求することができる。この場合において、事業者は、当該要求及び請求に従うものとする。

第9章 契約の終了

（契約期間）

第58条 本契約の契約期間は、本契約成立の日から事業期間満了日までとする。ただし、この章の規定により契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。なお、本項は、本契約の終了後において当事者に適用されることが企図されている本契約の条項の効力及び適用当事者に対する法的拘束力を如何なる意味でも妨げないことを確認する。

- 2 事業者は、要求水準書の定めに従い、事業期間満了日以降に後任の事業者が維持管理・運營業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、本施設の引渡しに必要な事項について、事業期間終了の約4年前から2町との間で協議を開始し、2町が効率的・効果的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、本施設の明渡し及び次期事業に向けた引継ぎに当たり、2町の支援を行うものとする。
- 3 事業者は、要求水準書に従い、2041年（令和23年）8月までに本施設の劣化調査を行い、2町が合理的に満足する様式及び内容の調査報告書を2町に提出する。なお、実地調査に当たっては、2町は立ち会うことができるものとし、事業者は実施日について

事前に2町と協議する。

- 4 事業者は、要求水準書に従い、2041年（令和23年）9月末日までに本施設の明渡しを行うに当たって必要とされる書類及び電子データを2町に提出し、また、事業期間満了日の1年前にその時点修正を行って再提出し、さらに、事業期間満了日の6か月前から維持管理・運営業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理・運営業務に関する各種台帳、操作要領、申し送り事項その他の関係書類・記録を提供するほか、事業期間満了日の3か月前までに維持管理・運営業務の承継に必要な「引継ぎマニュアル」を2町に提出したうえで、事業期間満了日時点において少なくともその後2年以内に劣化による建築物、建築設備、調理設備その他本施設等の修繕・更新が必要とならない状態で本施設の明渡しを行う。
- 5 事業者は、前項の定めるところに従って本施設の明渡しを行うに当たっては、要求水準書に基づき検査を実施し、2町の確認を得るものとする。かかる検査により不適合と認められた場合は、事業者は、自己の責任と費用負担により不適合箇所を是正するものとする。
- 6 事業者は、理由のいかんを問わず事業期間終了後1年を経過するまでの期間において、維持管理企業に、引継ぎ先からの問い合わせ等への対応サポート業務を無償で実施させるものとし、2町の要請があるときは、かかるサポート業務に係る契約を2町が合理的に定める様式及び内容で2町との間で維持管理企業に締結させるものとする。

（公共の事由による解除）

第59条 2町は、本事業の実施の必要がなくなったとき又は本施設の転用が必要となったと認めるときには、180日以上前に事業者へ通知のうえ、本契約の全部（ただし、2町による完成確認が完了している部分は除く。以下同じ。）を解除することができる。

（事業者側の事由による解除）

第60条 次の各号の一に該当するときは、2町は、特段の催告をすることなく、本契約の全部を解除することができる。ただし、2町の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

- (1) 事業者が設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ、2町が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から2町が満足する説明が得られないとき。
- (2) 供用開始予定日から30日が経過しても維持管理・運営業務が着手されないとき又は供用開始予定日から30日以内に維持管理・運営業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 事業者が、その破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを決定したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によって当該申立てがなされたとき。

- (4) 事業者が、定期報告書に著しい虚偽の記載をしたとき又は施設管理台帳若しくは備品管理台帳に著しい虚偽の記録をしたとき。
- (5) 第 39 条に基づき 2 町が相当期間を定めて請求した履行の追完が当該相当期間内に完了しないとき。ただし、事業者が履行の追完を完了しないことに正当な理由がある場合、又は、当該相当期間を経過した時において完了していない履行の追完が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合には、この限りでない。
- (6) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ、2 町が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。ただし、当該相当期間を経過した時において治癒されていない義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合には、この限りでない。
- (7) 基本協定が解除されたとき。
- (8) 引き渡された本件工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が当該目的物を除却したうえで再び建設しなければ、本契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (9) 事業者がその本契約上の債務の履行を拒否し、若しくは、その本契約上の債務について履行不能となった場合において、本事業の目的の実現が不可能又は著しく困難となったとき、又は、その他事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- (10) 前各号に規定する場合のほか、事業者がその本契約上の債務の履行をせず、2 町が相当期間を定めて催告をしても本事業の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (11) 事業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、本条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下、本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にサービス対価債権を譲渡したとき。
- (12) 事業者が第 61 条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (13) 事業者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（事業者の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、2町が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

(14) 事業者が事業契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

2 2町は、前項各号に定めるところのほか、2町によるモニタリングの結果、事業者が実施する設計業務、建設業務、開業準備業務又は維持管理・運営業務のいずれかの業務の水準が当該業務に係る業務サービス水準を満たさないと判断した場合において、事業者に対してその改善要求を行ったにもかかわらず、その改善が見込まれないときは、別紙 12（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の定めるところに従い本契約の全部を解除することができる。

（2町側の事由による解除）

第61条 2町が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後30日以内に当該違反を改善しないときは、事業者は、本契約の全部を解除することができる。

（法令変更及び不可抗力）

第62条 事業者は、次の各号の一に該当したときは、2町に対して、速やかにその旨を通知するものとし、2町及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

(1) 法令変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき。

(2) 本契約及び業務サービス水準に従って設計業務若しくは建設業務又は開業準備業務若しくは維持管理・運営業務の遂行ができなくなったとき。

(3) その他本事業の実施が不可能となったと認められるとき。

(4) 法令変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務サービス水準に従って設計業務若しくは建設業務又は開業準備業務若しくは維持管理・運営業務を遂行するために追加的な費用が必要となったとき。

2 法令変更又は不可抗力が生じた日から30日以内に前項の協議が調わないときは、2町は、事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、損害、損失又は費用の負担は、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）及び別紙13（法令変更による

費用の負担割合)に記載する負担割合によるものとする。

- 3 法令変更又は不可抗力が生じた日から 30 日以内に第 1 項に規定する協議が調わない場合において、事業者が前項に規定する指図に従わないときは、2 町は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 2 町は、第 13 条第 4 項第 3 号及び第 4 号、第 31 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 33 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 35 条第 3 項の規定による 2 町の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(特別措置等によるサービス対価の減額)

- 第 6 3 条 法令変更により、要求水準書又は事業者提案の変更及び当該変更によるサービス対価の減額が可能なときは、2 町及び事業者は、協議により要求水準書又は事業者提案について必要な変更を行い、サービス対価を減額するものとする。
- 2 本契約に規定するもののほか、P F I 事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じたときは、2 町と事業者とは、サービス対価の減額を目的として、その算定方法、支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が調ったときは、サービス対価を減額するものとする。

(引渡し日前の解除の効力)

- 第 6 4 条 引渡し日前に第 59 条から第 62 条までの定めるところにより本契約が解除されたときは、本契約は将来に向かって終了するものとし、2 町及び事業者は、次の各号に掲げるところにより、本施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。
- (1) 第 60 条の規定により本契約が解除された場合において、2 町が当該解除後に本施設を利用するときは、2 町は、事業者の費用負担において、本施設のうち 2 町による完成確認が未了の部分を検査したうえで、検査に合格した本施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができる。2 町が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合において、2 町は、その対価の支払債務と、第 66 条第 1 項から第 4 項までの各規定及び同条第 6 項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権（履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息（法定率とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。以下同じ。）を含む。以下同じ。）とを対当額で相殺することができるものとし、なお残額があるときは、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。また、これにより 2 町のその余の損害賠償請求は、妨げられない。また、既に 2 町による完成確認が完了している本施設については、2 町は事業者に対して、施設整備費相当額を別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）に定めるところに従い支払うものとする。

- (2) 第 59 条又は第 61 条の規定により本契約が解除されたときは、2 町は、自己の費用負担において、施設のうち 2 町による完成確認が未了の部分を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、若しくは引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合において、2 町は事業者に対して、その対価及び第 66 条第 7 項に規定する損害賠償額の総額（履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息を含む。）を、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に 2 町による完成確認が完了している本施設については、2 町は事業者に対して、施設整備費相当額を、別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）に定めるところに従い支払うものとする。
- (3) 第 62 条の規定により本契約が解除されたときは、2 町は、自己の費用負担において、本施設のうち 2 町による完成確認が未了の部分を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、若しくは引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合、2 町は事業者に対し、その対価（履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息を含む。）を、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に 2 町による完成確認が完了している本施設については、2 町は事業者に対して、施設整備費相当額を、別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）に定めるところに従い支払うものとする。
- (4) 2 町は、必要と認めたときは、その理由を事前に事業者に対して通知したうえ、本施設を最小限度破壊して前 3 号に規定する検査をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、引渡し日前に本契約が解除された場合において、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると 2 町が判断したときは、2 町は事業者に対して、そのいずれかを請求することができるものとし、事業者はこれに従うものとする。この場合において、解除が第 59 条、第 61 条又は第 62 条の規定によるときは、2 町がその費用相当額及び第 66 条第 7 項に定めるところの損害賠償額（これらの履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息を含む。）を負担するものとし、第 60 条に基づくときは、事業者がその費用相当額並びに第 66 条第 1 項から第 4 項までの各規定及び第 6 項に基づく支払額（これらの履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息を含む。）を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当の期間内にかかる更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、2 町は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第 60 条による解除の場合は事業者がこれを負担し、2 町の求めるところに従って支払うものとする。この場合、事業者は、2 町の処分について異議を申し出ることができない。
- 3 開業準備業務が着手されている部分があるときは、当該開業準備業務の対象となって

いる本施設に関する限りにおいて、次条第2項及び第3項並びに第4項第3号後段の規定を準用する。

(引渡し日後の解除の効力)

第65条 引渡し日後に第59条から第62条までの規定により本契約が解除されたときは、本契約は、将来に向かって終了する。この場合において、2町は、第37条の規定により引渡しを受けた本施設の所有権を引き続き所有するものとする。

2 前項の場合において、2町は、本契約が解除された日から10日以内に本施設の現況を検査したうえ、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担において本施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに2町に対してその旨を通知するものとする。

3 2町は、前項に規定する修補完了の通知を受けてから10日以内に修補の完了検査を行うものとする。この場合において、事業者は、当該完了検査の終了後速やかに未履行の維持管理・運営業務を2町又は2町の指定する者に引き継ぐものとし、2町又は当該2町の指定する者が未履行の維持管理・運営業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

4 前項の規定により2町が未履行の維持管理・運営業務を引き継いだ後、2町及び事業者は、次の各号に定めるところにより、サービス対価を取り扱うものとする。

(1) 本契約の解除が第60条の規定に基づくときは、2町は事業者に対し、未払いの施設整備費を、別紙11（サービス対価の構成及び支払い方法）の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ、2町の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、2町は、未払いの施設整備費の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、未払いの施設整備費の支払義務を免れるものとし、当該相殺により2町のその余の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。

(2) 本契約の解除が第59条又は第61条の規定に基づくときは、2町は事業者に対し、未払いの施設整備費を別紙11（サービス対価の構成及び支払い方法）の定めるところに従い支払うとともに、第66条第7項に定めるところの損害賠償額の総額（これらの履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息を含む。）を、一括払い又は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。

(3) 本契約の解除が第62条の規定に基づくときは、2町は事業者に対し、未払いの施設整備費を、別紙11（サービス対価の構成及び支払い方法）の定めるところに従い支払うものとする。この場合において、2町は、事業者が未履行の維持管理・運営業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

- (4) 事由のいかんを問わず、本契約の解除日以後、2町は、維持管理・運営業務に係るサービス対価のうち未払いのものの支払義務を免れるものとし、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する維持管理・運営業務に係るサービス対価に関しては、実働ベースで精算及び支払いを行うものとする。

(損害賠償)

第66条 2町は、事業者に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害（2町において生じた人件費その他諸経費のみならず、契約不適合の是正のため又は解除された本契約に代わる本事業若しくは本事業の後継事業の遂行のために2町が第三者との間で新たな契約を締結するために要した費用（当該契約の入札その他公募手続追行費用を含むが、これらに限られない。以下、本条において同じ。）の賠償を請求することができる。

- (1) 本件工事の目的物に契約不適合があるとき。
 - (2) 第60条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約上の債務につき債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、事業者は、違約金を2町の指定する期限までに支払うものとする。この場合（第60条第1項第11号及び第13号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）において、第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、2町は、当該契約保証金又は担保をもって本項の違約金に充当することができる。
- (1) 第60条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合においては、再生債務者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人
- 4 第2項の違約金は、第2項各号のいずれかに該当した日（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合には、前項各号に掲げる者が本契約を解除した日）において第8条に定めるところに従って付されている保証の額に相当する金額とする。
- 5 第1項第1号及び第2項第1号に規定する場合（第60条第1項第11号及び第13号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）において、第8条の規定により2町

を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、2町は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。

6 第1項と第2項から第4項までの各規定は相互に適用を妨げず、重疊的に適用されるものとする。ただし、第2項から第4項までの規定の定めるところに従って事業者が違約金を支払ったときは、第1項に基づき請求された2町が被った損害額が支払済みの違約金額を上回るときに限り、事業者は、その差額を2町の請求するところに従って支払えば足りるものとする。

7 事業者は、2町に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、これにより事業者が被った合理的な範囲の損害賠償を請求することができる。

(1) 第59条又は第61条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 2町が本契約上の債務につき債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき（第81条の適用がある場合を除く。）。

8 前各項の定めにかかわらず、本条に基づく請求権を有する当事者は、本契約及び取引上の社会通念に照らして相手方当事者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、当該請求権を行使することができない。ただし、第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合は、この限りでない。

(保全義務)

第67条 事業者は、解除の通知がなされた日から第64条第1項各号による引渡し又は第64条第3項若しくは第65条第3項による未履行の維持管理・運営業務の引継ぎ完了のときまで、本施設（本施設の出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第68条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までに規定する引渡し又は第65条第3項に基づく維持管理・運営業務等の引継ぎの完了と同時に、2町に対して、設計図書、完成図書（既に事業者が提出しているものを除き、本契約が本施設に係る維持管理・運営の実施開始前に解除された場合は、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。）、その他本施設の整備及び本施設の修補に係る書類並びに本施設の維持管理・運営業務等の遂行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 2町は、前項の規定に基づき提出を受けた図書等を本施設の整備又は維持管理・運営のために、無償で自由に自ら使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）し、かつ第三者に使用させることができるものとし、事業者は、2町又は2町の指定する第三者による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

(所有権の移転)

第69条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までの規定により本施設又はその出来形の所有権を2町に移転するときは、担保権その他の制限による負担のない完全な所有権を2町に対して移転しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、事業者提案に基づきリース方式により調達した配送車両の利用に係る権利について、原則として2町に譲渡するものとし、滞りなく当該譲渡がなされるようリース業者の承認取得に努めるものとする。ただし、2町が当該配送車両の利用に係る権利の譲渡を受けることが適当でないと2町が判断した配送車両については、事業者の負担においてリースに係る契約の解除その他適切な方法により当該配送車両の利用関係を解消するものとする。

第10章 雑則

(公租公課の負担)

第70条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担するものとする。

(運営会議等)

第71条 2町及び事業者は、維持管理・運営期間中、要求水準書及び事業者提案に従って月例報告会及び調理業務打合せを定期的に行い、業務報告及び意見交換並びに業務についての打合せをする。

2 前項の定めるほか、本契約において2町及び事業者による協議が予定されている事由が発生したときは、2町及び事業者は、相手方に対し、必要に応じて運営協議会を開催することを申し出ることができるものとし、相手方は、合理的な理由がない限り、かかる申し出に応じるものとする。

3 運営協議会を開催する場合、運営その他の詳細については、その場合に応じて、2町が別に定める。

(金融機関等との協議)

第72条 2町は、本事業の継続性を確保するため、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

(財務書類の提出)

第73条 事業者は、本契約の終了に至るまで、毎会計年度の最終日から3か月以内に、当該会計年度に係る計算書類等に公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付し、2町に提出しなければならない。

(秘密保持)

第74条 2町及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密の内容を自己の役員若しくは従業員若しくは自己の代理人又は事業者に対して資金提供を行う金融機関若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの又は本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、この限りではない。

2 前項の定めにかかわらず、設計図書、完成図書、運営マニュアル、業務計画書、定期報告書その他本契約に基づき事業者が2町に提出した書類、記録その他の資料（以下「本事業関連図書」という。）については、2町は、本施設の整備、維持管理、運営その他本事業の遂行に必要な場合（本契約の終了後に事業者以外の第三者に本事業を引き継がせる場合を含む。）には、その限度で、これを第三者に開示することができる。

3 2町及び事業者は、自己の代理人及びコンサルタントに、第1項の規定に違反させないような措置を講じなければならない。

4 前2項に規定するもののほか、本事業に関して知り得た相手方の秘密の取扱いについては、基本協定第11条の規定を準用する。

5 前各項の規定は、本契約が終了した後についても有効なものとして適用されるものとする。

（著作権）

第75条 事業者は、本事業関連図書又は本事業関連図書を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章第3節及び第3章に規定する著作権者の権利（~~著作権法第27条及び第28条の権利を含む。~~以下、この条から第76-9条までにおいて「著作権等」という。）のうち事業者又は落札者グループのいずれかに帰属するもの（著作権法第2章第3節第2款に規定する著作権者人格権を除く。）を当該著作物の引渡し時に2町に無償で譲渡する。また、事業者は、2町に対し、事業期間中及び事業期間終了後も、次の各号に掲げる行為を2町の裁量により行うことを無償で許諾する。当該許諾に基づき2町が当該行為を行う場合において、事業者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を当該著作物の著作権者に行使させてはならない。

(1) 本事業関連図書又は本施設その他本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本施設その他本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、本事業関連図書を2町が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は2町の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 本施設その他本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

- (4) 本施設その他本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、2町の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 本事業関連図書又は本施設その他本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に事業者又は落札者グループのいずれかの者の実名又は変名を表示すること。
- 3 事業者は、本事業関連図書が第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、2町に対して保証する。事業者は、本事業関連図書が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 4 2町は、事業者に対し、本事業関連図書を複製し、又は翻案することを許諾する。

(著作権の侵害防止)

- 第76条 事業者は、本施設その他本件建築物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを2町に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物（本施設その他本件建築物、本事業関連図書を含むが、これに限られない。）が第三者の有する著作権等を侵害するときは、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

(産業財産権)

- 第77条 事業者は、本事業において特許権その他産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、自己の責任及び費用負担においてそれを使用するものとする。ただし、2町がその使用を指定した場合で、事業者が当該産業財産権の存在を知らなかったときは、2町は、事業者がその使用に関して要した費用を負担するものとし、その負担の方法は、2町と事業者との間の協議においてこれを定めるものとする。
- 2 事業者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、2町に対し、本事業関連図書によって表現される建築物又は本施設（以下「本施設等」という。）に係る意匠の実施を承諾するものとする。
 - 3 事業者は、本施設等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を2町に譲渡するものとする。

(株式等の発行制限)

- 第78条 事業者は、事業期間中に2町の事前の承諾を得た場合を除き、本契約成立日時点で事業者の株主である者以外の第三者に対して株式、新株予約権又は新株予約権付社

債を発行してはならない。

(権利等の譲渡制限)

第79条 事業者は、本契約に基づき2町に対して有する本事業に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定等の担保提供又はその他の処分をすることができない。

2 事業者は、本契約その他本事業に関して2町との間で締結した契約に基づき事業者が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定等の担保提供又はその他の処分をすることができない。ただし、2町の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業者の兼業禁止)

第80条 事業者は、本契約に規定された業務以外の業務を行ってはならない。ただし、2町の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第81条 本契約に別に定めるもののほか、本契約に基づき行うべき相手方への支払を遅滞したときは、その支払義務を負う者は、その相手方に対し、未払い額につき履行期限の翌日から支払日までの日数に応じ法定率で計算した額（1年を365日とする日割計算とする。）の遅延利息を支払うものとする。

(要求水準書の変更)

第82条 2町は、設計変更並びに第62条に規定する法令変更及び不可抗力のほか、次の各号に規定する事由が生じたときは、次項に定めるところにより要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- (2) 2町の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- (3) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

2 要求水準書の変更は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 2町は、前項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者へ通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、前号に規定する通知を受けた日から20日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 2町は、前号に規定する意見書が期限内に提出されないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 2町は、事業者の意見に拘束されないものとするが、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正を行ったうえで

確定的な変更内容を事業者に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。

ただし、2町は、事業者の意見に基づく修正の義務を負担するものではない。

- (5) 要求水準書の変更に伴い、事業契約書の変更が必要となるときは、2町及び事業者は、協議のうえ、契約変更を行うものとする。

(暴力団の排除)

第83条 事業者は、本事業への暴力団の関与を排除するよう努めるものとする。

(管轄裁判所)

第84条 本契約に関する紛争は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義に関する協議)

第85条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、2町及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

(その他)

第86条 2町及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に基づいて相手方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、要求、勧告、催告、解除その他一切の意思表示（以下、本条において「請求等」という。）を、書面をもって行うものとする。この場合において、2町及び事業者は、請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとし、事業期間中に変更が生じたときは、直ちに相手方に通知するものとする。

2 本契約の履行に関して2町と事業者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して2町と事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の規定によるものとする。

5 本契約上の期間の定めは、民法及び商法（明治32年法律第48号）の規定によるものとする。

6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

7 本契約に基づき事業者が2町に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、報告、図面、図表等の書類の内容及び体裁（図面等のデータを記録した2町の指定する記録媒体を添付することを含む。）、部数等については、本契約に別段の定めがない限り、2町が別途指定するものとする。

8 本契約における指定日又は期限満了日が2町の役場の開庁日でないときは、翌開庁日をもって指定日又は期限満了日とする。

[以下余白]

別紙 1（第 1 条第 1 項第 (32) 号、第 4 条関係）

事業日程

設計・建設期間

- | | | |
|---|------------------|---------------|
| 1 | 基本設計に係る設計図書の提出期限 | 令和__年__月__日 |
| 2 | 実施設計に係る設計図書の提出期限 | 令和__年__月__日 |
| 3 | 本件工事着工予定日 | 令和__年__月__日 |
| 4 | 本施設の引渡し予定日 | 令和 11 年 6 月末日 |

開業準備期間

- | | | |
|---|-------------|------------------------------|
| 5 | 開業準備期間開始予定日 | 令和 11 年 7 月 1 日 |
| 6 | 開業準備期間終了予定日 | 令和 11 年 8 月__ 末 日 |

維持管理・運営期間

- | | | |
|---|-----------------------|--|
| 7 | 供用開始予定日 | 令和 11 年 9 <u>8</u> 月__ 十 日 |
| 8 | 事業期間満了日（維持管理・運営業務終了日） | 令和 26 年 8 月末日 |

以 上

別紙 2 (第 1 条第 1 項第 (34) 号関係)

事業用地

以 上

別紙 3（第 9 条第 4 項関係）

設計業務着手時提出書類

1 基本設計業務着手時

基本設計に係る詳細工程表を含む次の書類を作成し、2 町と協議を行う。

- a 当初（変更）業務工程表届
- b 管理技術者通知書
- c 管理技術者経歴書
- d 下請負承認願
- e 下請負届
- f 業務計画書

2 実施設計業務着手時

実施設計に係る詳細工程表を含む次の書類を作成し、2 町と協議を行う。

- a 当初（変更）業務工程表届
- b 管理技術者通知書
- c 管理技術者経歴書
- d 下請負承認願
- e 下請負届
- f 業務計画書

以 上

設計図書

提出図書はファイル綴じのほか、CD-Rには全ての電子データ（CADデータはdwg、jww及びdxfの全ての形式で提出し、その他のデータもMicrosoftword、excel及びpdf等の全てのデータ形式で提出しなければならない。特に、図面データは、PDFデータも必ず提出する。）を記録して提出するものとする。提出図書の記載内容やデータ形式については、適時、2町と事業者で協議を行い、追加・修正を行う場合もある。その他必要な書類については、2町と協議のうえ、提出を行うこと。

1 基本設計業務完了時

- a 設計図
- b 基本設計説明書（概略構造計算書、設備諸元表を含む）
- c 基本設計説明書（概要版）
- d 工程表
- e 什器備品リスト及びカタログ
- f 調理設備リスト及びカタログ
- g 工事費概算書
- h 要求水準書との整合性の確認結果報告書
- i 事業提案書との整合性の確認結果報告書
- j 見積関係資料
- k 関係官庁・関係機関届出等関係図書

~~l 測量成果簿~~

~~lm~~ 製本図（A3縮小版）

~~mn~~ その他必要資料

2 実施設計業務完了時

- a 設計業務完了届
- b 設計図（縮小版含む）
- c 実施設計説明書（基本設計説明書を元に実施設計の結果を反映付加する。）
- d 実施設計説明書（概要版）
- e 工事費内訳書
- f 数量調書
- g 設計計算書（構造・設備他）
- h 什器備品リスト及びカタログ
- i 調理設備リスト及びカタログ

- j 要求水準書との整合性の確認結果報告書
- k 事業提案書との整合性の確認結果報告書
- l 建築許可申請書類（省エネ、景観、消防、保健所等含む）
- m 建築確認申請等関係図書
- n 交付金申請関連図書
- o 地質調査資料
- p 完成予想図（カラーパース）
 - （ア）外観パース：施設の全体像が把握できる視点で、2方向以上作成すること。
 - （イ）内観パース：主要な諸室（調理場、検収室、事務室等）の仕上げや設備配置が確認できる視点で、3か所以上作成すること。~~パース~~
- q 建築模型（A1 程度）及び模型台（アクリルカバー付き）~~その他必要資料~~
- r その他必要資料

以 上

着工時及び施工中の提出書類

提出図書はファイル綴じのほか、CD-R には全ての電子データ（CAD データは dwg、jww 及び dxf の全ての形式で提出し、その他のデータも Microsoftword、excel 及び pdf 等の全てのデータ形式で提出しなければならない。特に、図面データは、PDF データも必ず提出する。）を記録して提出するものとする。提出図書の記載内容やデータ形式については、適時、2 町と事業者で協議を行い、追加・修正を行う場合もある。その他必要な書類については、2 町と協議のうえ、提出を行うこと。

1 着工時の提出書類

(1) 工事監理関連書類

事業者は本件工事着手前に以下を含めた「工事監理計画書」を作成し、2 町に提出する。

- ア 工事監理主旨書（工事監理のポイント等）
- イ 工事監理業務着手届
- ウ 工事工程表
- エ 工事監理体制表
- オ 工事監理者選任届（経歴書を添付。監理の一部を再委託する場合は、下請負承認願、下請負届も合わせて提出）
- カ 総合定例打合せ及び各種検査日程等を明記した詳細工程表

(2) 施工関連書類

事業者は、本件工事着手前に詳細工程表を含む「総合施工計画書」を作成し、下記の書類とともに 2 町に提出する。

ただし、建設企業に工事監理者へ提出させ、工事監理者の承諾を受けたものを工事監理者に 2 町へ提出・報告させる。

- a 工事実施体制
- b 工事着工届
- c 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）
- d 下請業者一覧表（ただし、着工後に契約したものについては随時提出すること。）
- e 仮設計画書
- f 工事記録写真撮影計画書
- g 主要施工計画書
- h 主要資機材一覧表

- i その他必要となる書類・データ類 (CD-R)
- j 施工体制台帳 (ただし、着工後に契約したものについては随時提出すること。)

2 施工中の提出書類

事業者は、本件工事期間中に公共建築工事標準仕様書、工事監理指針にもとづく書類のほか、下記の書類を当該事項に応じて遅滞なく 2 町に提出する。

ただし、建設企業に工事監理者へ提出させ、その承諾を受けたものを工事監理者に 2 町へ提出・報告させる。

- a 機器承諾願
- b 残土処分計画書、報告書
- c 産業廃棄物処分計画書
- d 再資源利用 (促進) 書
- e 主要工事施工計画書
- f 生コン配合計画書
- g 不発弾磁気探査調査報告書
- h 各種試験結果報告書
- i 各種出荷証明
- j マニフェスト A・B2・D・E 票の写し (※なお建築後に作成されるものについては作成後に速やかに提出すること。)
- k 工事監理報告書
- l 実施工程表 (月 1 回の報告含む)
- m 設計変更資料 (設計者と協議の上作成)
- n 打合せ記録簿
- o その他必要となる書類・データ類 (CD-R)

以 上

竣工・引渡し時の備置提出図書

1 竣工検査等結果報告書類

事業者は、2町に対して竣工検査等の結果を、次の報告書類を作成し、2町の指定する部数を検査済証その他の検査結果に関する図書の写しを添えて提出することにより報告する。

- a 完了報告書
- b 工事監理報告書
- c 竣工検査報告書（事業者によるもの）
- d VOC 室内濃度測定報告書
- e 要求水準確認報告書

2 完成確認時の備置図書

2町は、本施設の完成確認において、次の図書が本施設内に備わっているかを確認する。記載内容については、適時、2町と事業者で協議を行い、追加・修正を行う場合もある。その他必要な書類については、2町と協議のうえ、提出を行う。

- a 関係する全ての諸官庁届出書、検査済証、合格証等
- b 関係する全ての機材等の保証書、試験成績書等
- c 契約図書（契約に定められた品質、数量とも合致すると認めるための図書等を含む。）
- d 施工要領書
- e 変更に係る指示、又は打合せ記録等
- f 工事記録写真（プリント版）
- g 完成写真
- h 資材、機材等の取扱説明書

3 本施設の引渡し時の提出図書

事業者は、本施設の引渡し時に下記の図書（製本及びファイル止めしたもの）を提出する。なお、これら図書の保管場所を本施設内に確保すること。記載内容については、適時、2町と事業者で協議を行い、追加・修正を行う場合もある。その他必要な書類については、2町と協議のうえ、提出を行う。

- a 工事完了届
- b 契約目的物引渡し書
- c 保証書、同一覧表
- d 鍵引渡し書（鍵番号一覧表共）

- e メーカーリスト（建築版、設備版、調理設備版、什器・備品版）
- f 設備機器（調理設備含む）仕様・規格・取扱説明一覧表
- g 協力（下請）業者一覧表
- h 官公庁関係書類、同一覧表
- i 予備品リスト
- j 鍵（鍵番号一覧表付きキーボックス入り）
- k 設備機器（調理設備含む）仕様書・規格書
- l 取扱説明書
- m 工事記録写真（工事用アルバム形式）
- n 建築物等の利用に関する説明書
- o 長期修繕計画書
- p 竣工写真（アルバム形式）
- q 竣工図（建築、電気設備、機械設備、給排水衛生設備、調理設備、什器）
- r 施工図（一式）
- s データ類（CD-R）

以 上

事業者等が付保する保険

事業者は、次の保険を事業者の費用負担において付保するものとする。

1 設計・建設期間中の保険

- (1) 建設工事保険：工事中の施設に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。

- ・対象 本件工事に關する全ての建設資産
- ・補償額 本施設の再調達金額
- ・期間 着工から引渡し日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者、2 町とする。

- (2) 第三者賠償責任保険：工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 本施設内における建設期間中の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円
対物：1 事故あたり 1 億円
- ・期間 着工から引渡し日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者、2 町とし、交叉責任担保特約を付ける。

2 設計・建設期間満了後（引渡し日の翌日以降）の保険

- (1) 第三者賠償責任保険：引渡し日の翌日以降事業期間満了日までの第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 本施設内における引渡し日の翌日以降の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円
対物：1 事故あたり 1 億円
- ・期間 引渡し日の翌日から事業期間満了日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者、2 町とし、交叉責任担保特約を付ける。

- (2) 配送車の賠償保険：事業者提案による。ただし、要求水準書に基づき、給食配送に支障がないよう付保するものとする。

※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案によるものとする。なお、第 2 項第 1 号又は第 2 号所定の保険については、事業者が当該号所定の保険を付保した場合と同等の効果がある提案をし、2 町がこれを認めた場合に限り、当該号所定の保険付保以外の措置によることができる。

以 上

別紙 8（第 13 条第 4 項第(4)号、第 31 条第 3 項第(4)号、第 33 条第 1 項第(4)号、第 35 条第 1 項及び第 3 項、第 38 条第 4 項第(1)号、第 62 条第 2 項関係）

不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

1 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本施設損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下、本別紙 8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）において同じ。）が発生したときは、当該本施設損害の積算額が設計・建設期間中の累計でサービス対価のうち、施設整備費に相当する額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については 2 町が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われたときは、当該保険金額相当額は、2 町の負担すべき本施設損害の積算額から控除する。

2 設計・建設期間の満了後（引渡し日の翌日以降）

設計・建設期間の満了後（引渡し日の翌日以降）に不可抗力が生じ、本施設又は事業者に損害、損失及び費用が発生したときは、当該損害、損失及び費用の額が、一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき維持管理・運営業務費（当該事業年度において維持管理・運営業務費が支払われるべき月数が 12 に満たない場合には、これを 12 に引き直した金額とする。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については 2 町が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われたときは、当該保険金額相当額は、2 町が負担すべき損害、損失及び費用の額から控除する。

以 上

保証書の様式

〔建設企業・調理設備企業〕（以下「保証人」という。）は、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業（以下「本件事業」という。）に関連して、事業者が八重瀬町・与那原町（以下「2 町」という。）との間で締結した令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付事業契約書（以下「本件事業契約」という。）に基づいて、事業者が 2 町に対して負担する債務（第 1 条に規定する債務をいう。以下「主債務」という。）につき事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本件事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第 1 条 保証人は、本件事業契約第 39 条に基づく履行の追完その他の契約不適合に係る事業者の 2 町に対する債務（契約不適合に起因する本件事業契約第 66 条に基づく違約金、損害賠償等の支払債務を含む。）を保証する。

（通知義務）

第 2 条 2 町は、本保証の差入日以降において本件事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、2 町による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（保証債務の履行の請求）

第 3 条 2 町は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、2 町が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から 7 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。保証債務の履行期限は、2 町及び保証人が別途協議のうえ、決定するものとする。

3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

（求償権の行使）

第 4 条 保証人は、本件事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、2 町及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、主債務が完済され又は消滅した場合において、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名し、1部を2町に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日

保証人：

以 上

定期報告書の構成及び内容

1 維持管理業務報告書

(1) 日報

事業者は、毎日、維持管理業務の遂行過程で、施設管理台帳及び備品管理台帳に基づき、次の事項を内容に含む日誌その他の記録を作成し、保管するものとし、2 町の要請があり次第、2 町に提出すること。なお、当該日報の個々の日誌その他の記録の様式、内容等はあらかじめ 2 町と協議して定める。

- ・設備の運転日誌
- ・各業務の実施記録
- ・温度、機器点検記録
- ・光熱水量の記録
- ・トラブル等があった場合には、その内容
- ・その他要求水準書の例示を踏まえて事業者提案された記録等

(2) 月報

事業者は、維持管理業務の遂行結果を反映した施設管理台帳及び備品管理台帳に基づき、前号の定めるところに従って作成された日誌その他の記録を取りまとめて月ごとに、次の事項を内容に含む維持管理業務に関する月報を作成し、翌月の 10 日までに 2 町に提出すること。なお、当該月報の様式、内容等はあらかじめ 2 町と協議して定める。

- ・実施企業及び実施した業務内容
- ・点検整備記録
- ・修繕、更新記録
- ・光熱水量の記録
- ・トラブル等があった場合はその内容
- ・その他要求水準書の例示を踏まえて事業者提案された記録等

(3) 四半期報告書

事業者は、維持管理業務の遂行結果を反映した施設管理台帳及び備品管理台帳に基づき、四半期ごとに、当該四半期において前号の定めるところに従って作成された月報を取りまとめて維持管理業務に関する四半期報告書を作成し、当該四半期末の翌月 10 日までに 2 町に提出すること。なお、当該四半期報告書の様式、内容等はあらかじめ 2 町と協議して定める。

(4) 年報

事業者は、維持管理業務の遂行結果を反映した施設管理台帳及び備品管理台帳に基づき、事業年度ごとに、当該事業年度に係る維持管理業務に関する年報を当該事業年度終了後 30 日以内に 2 町に提出すること。なお、当該年報の様式、内容等はあらかじめ 2 町と協議して定める。

2 運営業務報告書

(1) 日報

事業者は、次の各規定に定める日を提出期限日として、毎日、当該規定に掲げる事項を含む運営業務に関する日誌その他の記録を作成し、それぞれ 2 町に提出すること。なお、当該日報の個々の日誌その他の記録の様式、内容等はあらかじめ 2 町と協議して定める。

ア 調理を行った日の当日

- ・ 毎日の提供食数
- ・ 作業実施記録
- ・ 衛生管理チェックリスト
- ・ 検収記録
- ・ 水質・温度等検査記録
- ・ 残食量計量記録
- ・ 配送・回収記録

イ 調理を行った日の翌日

- ・ 温度、機器点検記録
- ・ トラブル等があった場合はその内容

(2) 月報

事業者は、前号の定めるところに従って作成された日誌その他の記録を取りまとめて月ごとに、次の事項を含む運営業務に関する月報を作成し、翌月の 10 日までに 2 町に提出すること。なお、当該月報の様式、内容等はあらかじめ 2 町と協議して定める。

- ・ 毎月の提供食数
- ・ 実施企業及び実施した業務内容
- ・ トラブル等があった場合はその内容
- ・ 教育・研修記録
- ・ 衛生検査結果記録
- ・ 残渣等処理、廃棄物処理実績報告

(3) 四半期報告書

事業者は、四半期ごとに、当該四半期において前号の定めるところに従って作成された月報を取りまとめて運營業務に関する四半期報告書を作成し、当該四半期末の翌月 10 日までに 2 町に提出すること。なお、当該四半期報告書の様式、内容等はあらかじめ 2 町と協議して定める。

(4) 年報

事業者は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る運營業務に関する年報を当該事業年度終了後 30 日以内に 2 町に提出すること。なお、当該年報の様式、内容等はあらかじめ 2 町と協議して定める。

以 上

別紙 11（第 1 条第 1 項第(35)号、第(27)号及び第(3536)号、第 55 条第 1 項、第 56 条、第 64 条第 1 項第(1)号、第(2)号及び第(3)号、第 65 条第 4 項第(1)号、第(2)号及び第(3)号関係)

サービス対価の構成及び支払い方法

(※事業契約締結時に入札説明書別紙より転載)

別紙 12 (第 9 条第 7 項第(1)号、第 16 条第 5 項第(1)号、第 41 条第 7 項第(1)号、第 53 条第 2 項第(1)号、第 57 条、第 60 条第 2 項関係)

モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

(※事業契約締結時に入札説明書別紙より転載)

別紙 13 （第 13 条第 4 項第(3)号、第 31 条第 3 項第(3)号、第 33 条第 1 項第(3)号、第 38 条第 4 項第(2)号、第 62 条第 2 項関係)

法令変更による費用の負担割合

	2 町負担割合	事業者負担割合
① 本事業に直接関係する法令の新設・変更に関するもの	100 分の 100	100 分の 0
② 事業者の利益に課される税制度に関するもの	100 分の 0	100 分の 100
③ ②以外の税制度の新設・変更の場合（※）	100 分の 100	100 分の 0
④ ①から③まで以外の法令の新設・変更の場合	100 分の 0	100 分の 100

※ 消費税率の引上げその他別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）第●項に従い、サービス対価が改定される場合を除く。

以 上